

14.2
1

石川縣小作慣行調査書

勸業報告
第三十号



始



142
1

二十一年九月

石川縣小作慣行調查書

勸業報告
第三十號

石川縣內務部

石川縣小作慣行調査書目次

1421-1

第一、小作契約ノ締結	一
第二、小作契約ノ期間	一三
第三、小作料	一八
第四、小作料ノ納入	五七
第五、小作料ノ滞納	六〇
第六、耕地整理カ小作慣行ニ及ホセル影響	六六
第七、穀物検査(生産検査及移輸出検査)ト小作慣行トノ關係	六七
第八、小作契約ノ登記及小作地ニ對スル制限	七二
第九、地主又ハ小作人ノ賠償	七九
第十、小作地ノ修繕改良及其ノ負担	八一
第十一、小作契約當事者ノ變更	八四
第十二、契約ノ解除及消滅	八五
第十三、土地管理人(支配人世話人等)	八八

大正
11. 9. 11
内交

第十四、以上ノ外小作ニ關スル重要事項……………九六

第十五、永小作……………一〇八

第十六、刈分小作其ノ他特殊ノ小作……………一一七

第十七、小作ニ關スル慣行ノ改善ヲ要スル点理由及其ノ方策……………一二一



第一、小作契約ノ締結

- 一、現ニ小作シツ、アル小作地ノ小作契約ノ中口約束ニ依リタルモノト小作證書ニ依リタルモノトノ凡ソノ割合
- 口約束ニ依リタルモノ凡九割五分、小作證書ニ依リタルモノ凡零割五分
- 二、近時締結セラルル小作契約ハ口約束ニ依ルモノト小作證書ニ依ルモノト何レカ普通ナリヤ其ノ傾向
- 口約束ニ依ルヲ普通トシ小作證書ニ依ルモノ俄ニ増加スヘシトハ認め難シ
- 三、近時締結セラルル小作契約ノ契約事項
- (一) 口約束ニ依ル場合ハ其ノ口約束ニ依リテ定ムル事項

普通

- 一、小作地ノ所在地
- 二、小作地ノ反別
- 三、小作料ノ額並種類品質又ハ等級



- 四、小作地使用ノ制限
- 五、小作地ニ係ル修繕改良費ノ負擔
- 六、小作料納入ノ期間及場所
- 七、小作料滯納ノ場合ニ於ケル制裁

特例

普通ニ記載セル四以下ノ事項ニ就テハ往々之ヲ定メサルモノアリ
又普通ニ記載セル事項ノ外更ニ左記事項ニ就キ定ムルモノ稀ニアリ

- 一、小作料納入場所迄ノ運賃ノ負擔
 - 一、小作ノ期間
 - 一、保證人
 - 一、小作契約期間内ニ於ケル契約解除
 - 一、小作地ニ係ル諸税ノ負擔
- (二) 小作證書ニ依ル場合ハ其ノ主ナル記載事項及其ノ様式ノ寫

普通

- 一、小作地ノ所在地
- 二、小作地ノ反別
- 三、小作料ノ額並種類品質又ハ等級
- 四、小作ノ期間
- 五、小作料納入ノ期限
- 六、小作料滯納ノ場合ニ於ケル制裁
- 七、小作料納入ノ場所並納入場所迄ノ運賃ノ負擔
- 八、小作地轉貸ノ場合
- 九、小作地ニ係ル修繕改良費ノ負擔
- 十、小作地ノ附屬物處分ニ關スル事項
- 十一、契約解除ノ場合
- 十二、小作契約締結ノ年月日
- 十三、地主小作人及保證人ノ住所氏名

特例

普通ニ記載セル事項ノ中四以下ニ就テハ之ヲ記載セサルモノ往々アリ

又普通ニ記載セル事項ノ外左ノ事項ヲ記載セルモノ稀ニアリ

四

- 一、罰米並獎勵米ノ額等
 - 一、小作料輕減ニ關スル事項
 - 一、株金ニ關スル事項
 - 一、滯納ノ場合ノ利子
 - 一、酒肴料
 - 一、小作地使用ノ制限
 - 一、抵當物ノ設定
 - 一、様式ノ寫
- 普通
- 土地賃借證
- 羽咋郡中莊村字上田出地内
- 三 初川十六番 田 六畝四步
 - 二 同 十七番 田 五畝二十七步
 - 一 計 田 一反三畝一步

此卸付米一石二斗二升七合

羽咋郡中莊村字上田

ツ四十四番 田 八畝五步

此卸付米一石也

右ノ土地前記卸付米ニテ大正六年十二月一日ヨリ賃借仕候處實正也就

テハ左ノ通契約ヲ締結シ堅ク相守リ可申候

一、卸付米ハ毎年十一月末日迄ニ貴殿ノ指定セラレタル場所ニ納入可

致候萬一其ノ場所カ耕作地ヨリ一里以上ナルトキハ相當ノ運賃ヲ申

受クル事トス

二、卸付米ノ納入ヲ了シタルトキハ其翌年モ賃借シ得ルモノト心得可

申候

三、賃借地ヲ返還スルニハ毎年十一月末日以前ニ於テ貴殿へ通告可致

候

四、賃借地御引上ゲニ關シテハ左ノ場合ハ異議申間敷候

イ、貴殿又ハ貴殿ノ父母兄弟但叔父母ノ自作セラル、トキ

五

- ロ、賃借地ヲ賣却セラル、トキ
- ハ、地形改良ニ必要ナルトキ
- ニ、賃貸人賃借人ノ協議纏リタルトキ
- 五、前項御引上ゲノ場合其年一月十日以前ニ御通告相成度候
- 六、賃借料ハ毎年變更ナキハ勿論ナルモ收穫ガ平年作ヨリ四割以上減シタル見込ノ時ハ其ノ區ノ協定額ニヨリテ納入可致候
- 七、賃借地ヲ他へ轉貸スル事アルモ卸付米ハ必ス拙者ヨリ納入可仕候
- 八、竹木石類ハ別段ノ契約ナキ限りハ貴殿ノ所有ト看做シ聊モ異議申間敷候
- 九、賃借地ニ建物アルトキハ其ノ取拂ヲ一年以前ニ命セラレタルトキハ次ノ一年以内ニ於テ取拂ヒ決シテ異議申間敷候

右土地賃借證仍而如件
大正六年十二月一日

羽咋郡中莊村字上田リ五十五番地

賃借人 何 某印

羽咋郡中莊村字上田出ノ五十二番地

保證人 何 某印

羽咋郡中莊村字上田出ノ四十五番地

何 某 殿

特例

土地賃借契約證書

第一條 大正六年二月八日貸主ハ其ノ所有ナル石川縣河北郡宇ノ氣村字森地内別紙添付目録ニ記載スル田畑宅地合計歩數三萬四千七百七十七步ノ土地ヲ耕作ノ爲賃貸シ其ノ使用收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ借主四十名ハ連帶責任ヲ以テ之ヲ賃借シ其ノ賃借料ヲ仕拂フ事ヲ約シテ其ノ土地ヲ受取リタリ

第二條 賃貸借ノ存續期間ハ之レヲ定メス法定期間ノ豫告ニ因リ互ニ解約スルモノトス

第三條 賃借料ハ第一條ノ合計歩數三萬四千七百七十七步ニ對シ一ヶ年合格米百七石二斗五升一合六勺ト定ム

第四條 賃借人ハ賃借料ヲ大正六年分以後毎年自十一月十五日至二十日間ニ於テ連帶シテ賃貸人ノ指定スル場所ニ於テ支拂フモノトス
賃借料ヲ賃貸人ノ指定スル場所迄運搬ニ要スル費用ハ賃借人ノ負擔トス

第五條 賃借料ハ石川縣検査三等合格米ヲ以テ支拂フヘシ
賃借人ハ一石ニ付三升ノ獎勵米及一ケ年九圓也ノ酒肴料ノ支給ヲ受ケル外一切ノ給與ヲ受ケサルモノトス

第六條 賃借人ハ不可抗力ニ因リ收益ニ付損害ヲ受ケタルトキト雖モ賃借料ノ免除又ハ減額ヲ請求スルヲ得ス

第七條 賃借人ハ土地ニ永久ノ損害ヲ生スヘキ變更ヲ加フルヲ得ス

第八條 賃貸人ガ土地ノ保存ニ必要ナル行爲ヲ爲サムトスル時ハ賃借人ハ之ヲ拒ムヲ得ス

第九條 賃借人ハ賃貸人ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ賃借權ヲ他人ニ讓與又ハ轉貸スルヲ得ス

第十條 賃借人ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲アル時ハ賃貸人ハ

豫告ナクシテ本契約ヲ解除スルコトヲ得

一、賃借料ヲ納期間ニ支拂ヲ爲サ、ルキ

一、土地ヲ荒廢ニ歸セシムル虞アル時

一、本契約ノ事項ニ違反シタルトキ

前項ニ因リ解除セラレタル時ハ賃借人ハ速ニ其ノ土地及土地ノ作物現存ノ儘賃貸人ニ返還シ且其ノ作物ニ對スル報酬ヲ受ケサルモノトス

第十一條 賃借人ハ賃借料ヲ納期間ニ支拂ヲ爲サ、ル時ハ其ノ延滞賃借料ヲ時價ニ換算シ其ノ金額及之ニ對シ年一割二分ノ標準ニ依ル利子ヲ付シテ速ニ支拂フヘシ但シ延滞日數ハ一ケ月ニ滿タサルモノ一ケ月ト見做シ計算スヘキモノトス

第十二條 賃借人四十名ハ連帶シテ債務履行ノ責ニ任スヘシ

第十三條 保證人ハ前項ヲ承認シテ保證連帶シ且ツ主ナル賃借人ト連帶スルハ勿論保證人間連帶シテ債務履行ノ責ニ任スヘシ
右契約候事確實也仍而爲後日土地賃借證書一札如件

河北郡宇ノ氣村字宇ノ氣新

何 某

全村字全 何 某

何 某

全村字全 何 某

何 某

外三十七名

保 證 人

宇ノ氣村字森 何 某

何 某

全字宇ノ氣新 何 某

何 某

貸貸人 何 某 殿

(添付目錄省畧)

四、期間滿了ノ際小作ヲ其ノ儘繼續スル場合ト契約ノ内容

八ヲ變更シテ繼續スル場合ト何レカ普通ナリヤ

其ノ儘繼續スルヲ普通トス

五、小作契約ニ付保證人ヲ附スルコトアリヤ又敷金若ハ保

證金ヲ徴スルコトアリヤ、小作料ヲ前納スルコトアリヤ

一、保證人

小作契約ヲ口約束ニ依リテ締結スルモノニアリテハ之ヲ附スルコト稀
ナレトモ小作證書ニ依リテ締結スルモノニアリテハ之ヲ附スルヲ普通
トス

二、敷金若ハ保證金

一般ニハ其ノ例無キモ極稀ニ一反歩ニ付八圓乃至貳拾圓位ノ敷金若ハ
保證金ヲ徴スルモノアリ、又江沼郡ノ一部ニハ小作人所有ノ土地ヲ抵當
トシテ小作スルモノアリ

三、小作料ノ前納

何レノ場合ニ於テモ小作料ヲ前納スルコト無シ

六、小作人カ前小作人又ハ地主ヨリ立毛、立木建物其ノ他附屬物ヲ買取ルコトアリヤ

買取ル場合ノ評價方法

一、附屬物ノ買取リ

立毛立木又ハ建物ヲ地主又ハ前小作人ヨリ買取ルコト稀ニアリ

二、評價方法

普通賣買双方協議ノ上當時ニ於ケル時價ニ依リ之ヲ評價ス但シ極稀ニ第三者ニ評價ヲ依頼スル向アリ

七、田畑ヲ組合セ又ハ田ノ小作ノ條件トシテ畑ヲ小作セシムルコトノ有無

一般ニハ其ノ例少キモ比較的畑反別多キ箇所ニハ田ノ小作ノ條件トシテ畑ヲ組合セ小作セシムルモノアリ而シテ其ノ割合ハ一定セス又小作料ハ組合セ一口トシテ定ムルモノ及各別ニ定ムルモノアリテ區々ナリ

八、小作地ニ附隨シテ附與貸與其ノ他利用セシムル宅地、住

家、原野、農具、農舍、家畜、肥料、種子其ノ他ノモノノ有無種類及數量

普通

一般ニハ其ノ例ニ乏シ

特例

稀ニ左記ノモノヲ附與又ハ貸與スルコトアリ

一、住宅又ハ農舍ノ貸與

一、稻干場、農具、畜牛、肥料、種子又ハ端境期ニ於テ食糲米ヲ附與又ハ貸與スルモノアレトモ其ノ數量區々ナリ

第二、小作契約ノ期間

一、期間ノ定ナキモノト定アルモノトノ割合、其ノ變遷

一、水田ノ小作

(一) 割合

期間ヲ定メス地主ト小作人ニ於テ不都合ナキ限り年々繼續セシムル

ヲ普通トシ又中ニハ自己所有ノ田地ヲ賣却ノ際自分一代限り小作ス
ル口約束ノ下ニ小作ヲ繼續シツツアルモノ稀ニアリ而シテ期間ノ定
ナキモノ九割三分定アルモノ零割七分位トス

(二) 變遷

古來小作人相互ノ利益分配ノ公平ヲ圖ル爲地主小作人協議ノ上期間
ヲ定メテ田地ノ圖換ヲ行ヒタリト雖明治八年以後廢レテ期間ノ定ア
ルモノ殆トナカリシカ近年ニ至リ之ヲ定ムルモノ漸ク生スルニ至レ
リ殊ニ小作契約ヲ小作證書ニ依リテ締結スルモノニシテ之ヲ定メサ
ルモノ殆ント無シ

二、畑ノ小作

(一) 割合

期間ヲ定メス地主ト小作人ニ於テ不都合ナキ限り年々繼續セシムル
ヲ普通トシ又中ニハ自己所有ノ畑地ヲ賣却ノ際自分一代限り小作ス
ル口約束ノ下ニ小作ヲ繼續シツ、アルモノ稀ニアリ而シテ期間ノ定
メナキモノ九割六分定アルモノ零割四分位トス

(三) 變遷

從來小作契約ヲ小作證書ニ依リテ締結セルモノノ中ニハ期間ヲ定メ
シモノアリト雖變遷トシテ特ニ著シキモノナシ

三、園ノ小作

(一) 割合

期間ヲ定メス地主ト小作人ニ於テ不都合ナキ限り年々繼續セシムル
ヲ普通トシ約九割ヲ占メ然ラサルモノ即チ期間ノ定アルモノ一割強
アリ

(二) 變遷

畑ノ變遷ニ同シ

二、期間ノ定アルモノハ其ノ年數及其ノ年數ノ變遷

一、水田ノ小作

(一) 年數

普通

三箇年乃至五箇年

特例

一箇年、十箇年、五十箇年等ノモノモアリ

(一) 變遷

明治八年以前ノ闢換ハ四ケ年或ハ五ケ年ヲ一期間トシ其ノ後所ニ依リ之ヲ延長或ハ短縮スルモノアリシカ變遷トシテ特筆スヘキモノ無し

二、畑ノ小作

(一) 年數

普通

三箇年乃至五箇年

特例

一箇年、二箇年、十箇年、十五箇年等ノモノモアリ

(二) 變遷

近來漸次短縮ノ傾向ヲ呈スル向アリト雖古來著シキ變遷ヲ認メス

三、園ノ小作

(一) 年數

普通

十箇年又ハ十五箇年

特例

三十箇年以上ノモノモアリ又極メテ稀ニ極短期間ノモノモアリ

(二) 變遷

畑ノ小作ノ變遷ニ同シ

三、主ナル作物ノ種類ニ依ル小作期間ノ年數

普通

作物ノ種類ニ依リ殊更ニ小作期間ヲ定ムルカ如キコト無シト雖稻、麥、大豆、粟、甘藷等ノ普通作物ハ大体ニ於テ三箇年乃至五箇年又果樹、茶樹、桑樹、筍ノ類ニ在リテハ十箇年乃至十五箇年ヲ普通トス

特例

稻ニ在リテハ五十箇年、蔬菜ハ一箇年位ノモノモアリ

四、期間ノ定アル小作契約ニシテ其ノ期間ノ經過後默認ノ

儘繼續小作スル場合多キヤ
黙認ノ儘繼續小作スル場合、然ラサルモノニ比シ稍多シ

第三、小作料

一、現在ノ小作料ハ何ヲ標準トシテ定メラレタルモノナリ

普通

現在行ハレツ、アル小作料ノ標準ニ付テハ適確ニ之ヲ知ルヲ得サルモ明治八年地租改正ノ際政府ヨリ定メラレタル收穫米ヲ基準トシ之ニ對シ最高四割五分ノ引方ヲ標準トシ地主小作人間ニ於テ協定取極メラレタルモノ多キガ如シ其ノ算出方法ハ左ノ如シ

田ノ等級	反別	明治八年舊帳上ノ收穫	高	四割五分	小作料
上田	一反歩	二五〇石	一〇七	一〇七	一三〇石
中田	同	二〇〇	八七	八七	一〇七
下田	同	一五〇	八七	八七	一〇七

特例

田ノ賣買當時ノ價格ヲ標準トシ田一步當ノ小作料ヲ定メタルモノアリ又明治三十七年頃ニ於テ地味ノ良否耕作上ノ便否等ノ事情ヲ考慮シ地主小作人協議ノ上五割乃至六割引ヲ標準トシテ定メタルモノアリ

備考 小作料ノ地方の名稱
年貢米、小作米、御收納米

二、小作料ノ種類、反當數量竝其ノ地ノ收穫高ニ對スル凡ソノ割合其ノ他

(甲) 田ノ小作料

(一) 小作料ノ種類、其ノ變遷竝傾向

一、小作料ノ種類

普通

米

特例

金錢又ハ金錢ト米或ハ賦役ヲ組合セ小作料トセルモノアリ

二、小作料ノ種類ノ變遷並其ノ傾向
 小作料ハ古來米ヲ以テシ僅カニ代金納アリテ年ノ豊凶米價ノ騰落等ノ關係ニ依リ多少ノ増減アリタリト雖變遷トシテ特ニ記スヘキモノナキ狀況ナリ而シテ近時締結セラル、小作契約ニ於テハ是等金錢等ヲ以テ小作料ト爲スモノ稍増加ノ傾向アリ

(三) 現物納ノ場合
 反當小作料ノ實例

普通

種別	一毛作田			二毛作田		
	普通	高	低	普通	高	低
小作料	米 1,011	米 1,217	米 700	米 1,011	米 1,217	米 700
最近五ヶ年平均	1,011	1,217	700	1,011	1,217	700
契約小作料ノ實納小作料ノ割高ニ對スル割合	198%	245%	154%	198%	245%	154%
均最近五ヶ年平均	1,011	1,217	700	1,011	1,217	700
種類	米	米	米	米	米	米
數量	1石	1石	1石	1石	1石	1石
當該田地ノ中、下別	中	上	下	中	上	下

特別

種別	一毛作田		
	普通	高	低
小作料	米 1,011	米 1,217	米 700
最近五ヶ年平均	1,011	1,217	700
契約小作料ノ實納小作料ノ割高ニ對スル割合	198%	245%	154%
均最近五ヶ年平均	1,011	1,217	700
種類	米	米	米
數量	1石	1石	1石
當該田地ノ上、中、下別	中	上	下

備考

一、本表ノ小作料ハ石卸ト稱シ公課ハ地主ノ名義ニテ小作人之ヲ負擔ス爲ニ小作料ノ額ハ普通ノ場合ニ比シ低シ(縣下能美郡ニ於テ行ハル)

(三) 代金納(穀代納)ノ場合

(イ) 代金納ノ地方の名稱及小作料計算ノ基礎タル生産物ノ種類
 一、代金納ノ地方の名稱

普通

金納、銀納、現納、年貢米代ト稱ス

特例

御收納代穀代納斗代切出米代年貢算用作米代ト稱スルモノアリ

二、小作料計算ノ基礎タル生産物ノ種類

普通

米

特例

粃ヲ以テ小作料計算ノ基礎タル生産物ト爲スモノ稀ニ珠洲郡ニ於テアリ

(ロ) 廣ク行ハル、代金納小作料ノ實例 (反當)

種別	代金計算ノ基礎タル生産物	最近五箇年間ノ實納小作料ノ平均額	最近五箇年間ノ平均收穫高	當該田地ノ上中下ノ別
一毛作田	米	三、四七〇	一、九六六	中
二毛作田	米	五、三三〇	二、三九九	中

備考

一、第四欄ノ括弧内ノ數字ハ年次ヲ示ス

(ハ) 代金納小作料ニ付代金換算率ノ算出方法、時期及右代金ヲ決定スルハ地主ナリヤ小作人ナリヤ其ノ他如何ナル者ナリヤ及其ノ他ノ慣行

一、代金換算率ノ算出方法、時期

普通

收穫ノ當年十一月下旬又ハ十二月上旬ニ於ケル三等合格米相場ヲ標準トシ算出ス

特例

其ノ年九、十、十一月ノ三ヶ月平均相場ヲ標準トスルモノアリ又算出ノ時期翌年一月三十一日迄ニ於テスルモノアリ

二、代金ヲ決定スル者

普通

地主、小作人協議ノ上決定ス

特例

地主ノミニテ決定シ或ハ村地主會ニテ協定シ又ハ小作人總代地

主總代、區長等集合協定スルモノアリ

三、其ノ他ノ慣行

稀ニ部落ノ協議ニ依リ算出決定スルモノアリ

(ニ) 代金納(穀代納)小作田ノ總小作田反別ニ對スル凡ソノ割合
零割八分(總小作田反別二萬四千二百一十町步)

(ホ) 代金納小作ノ沿革及利弊

一、沿革

藩政時代ヨリ半農半漁等ノ地方ニ在リテハ自己生産米ノミニテハ食糧米ニ不足ヲ生スルニ依リ小作米ノ一部ハ之ヲ銀納ト爲セ
ル慣行アリシカ爾來田地少ナキ山間部、都會地附近ノ蔬菜栽培地
交通不便ノ地方等ニ在リテハ養蠶、蔬菜、漁業其ノ他副業ニ依リ得
タル金錢ヲ以テ漸次代金納ト爲スモノ増加スルニ至レリ而シテ
近年米價昂騰ノ時ニ在リテハ代金納ヲ好ムノ傾向アリ

二、利弊

(一) 利

(イ) 地主ハ現物ノ取立及納入當日小作人ニ對シテ爲ス響應等
ノ勞費ヲ省キ得ル外貯藏賣却ノ繁ヲ避ケ得ルコト

(ロ) 小作人ハ運搬ノ煩ナク又生産米ヲ自家ノ食糧ニ充當シ得
ルノ便アルコト

(二) 弊

(イ) 代金ヲ換算スルニ付其ノ方法ニ關シ稍モスレハ紛爭ヲ生
スルコトアリ

(ロ) 地主ハ現物ノ思惑賣(隨時ニ販賣シ得ルコト)ヲ爲ス能ハサ
ルコト

(ハ) 納期ノ翌年一月三十一日迄ノモノニ在リテハ當時金融意
ノ如クナラサル場合多ク爲ニ滞納ノ弊ヲ生スルコト

(三) 利弊ノ比較

利弊兩者ヲ比較スルニ利スル所多キカ如シ然レトモ代金換算
ニ用ユル米ノ單價ヲ公平適確ニ決定スルコト難ク且米價ノ變
動ニ依リ動モスレハ滞納或ハ紛議ヲ生シ易キ實情ニ在リ

(四) 金納ノ場合

ナシ

(乙)

畑ノ小作料

(一) 小作料ノ種類其ノ變遷並傾向

一、小作料ノ種類

普通

米

特例

金錢、勞力、豆類

二、小作料ノ種類ノ變遷並其ノ傾向

從來小作料ノ大部ハ米ニシテ稀ニ金錢勞力、豆類ヲ以テ之ニ代ヘタ
 リシカ明治三十五年頃以降ニ於テハ代金納ト爲スモノ地方ニ依リ
 稍増加ノ傾向ヲ生スルニ至レリ

(二) 現物納ノ場合

(イ) 其ノ小作地ノ生産物以外ノモノヲ小作料トスルコトアリヤ、ア
 リトセハ普通ノ事例及其ノ多少

一、其ノ小作地ノ生産物以外ノ物ヲ小作料トスルコトアリヤ
 アリ

二、普通ノ事例及其ノ多少

生産物カ麥ト甘藷ニシテ小作料ハ米ナルモノ最モ多ク之ニ亞
 クハ生産物カ麥ト大豆又ハ麥ト蔬菜ニシテ小作料ハ米ナルモ
 ノナリ

(ロ) 廣ク行ハルル小作料ノ實例 (反當)

種類	小作料		最近五箇年平均收穫		小作料ト收穫高トノ割合		當該畑 上中下	
	契約上小作料 ノ數量見積金額	最近五箇年平均 均實納小作料 數量見積金額	種類	數量	見積 金額	契約上小作料 ノ上層收穫高ト ニ對スル割合		均實納小作料 ノ上層收穫高ト ニ對スル割合
米	石 一、六〇三、八	石 一、五、七三	大豆	一、三三八	一、五、四八〇	三七%	三七%	中
米	石 一、四、三六七	石 一、四、〇七六	大豆	一、〇三三	一、五、三三〇	三三%	三三%	中
米	石 一、三、一〇八	石 一、三、一〇八	馬鈴薯	一、〇〇〇	一、四、三三〇	三三%	三三%	中
米	石 一、四、三九五	石 一、四、三九五	大根	一、五、四八六	一、五、四八六	三三%	三三%	中

(三) 代金納(穀代納)ノ場合

(イ) 代金納ノ地方的名稱及小作料計算ノ基礎タル生産物ノ種類

一、代金納ノ地方的名稱

普通

金納、銀納、現納、年貢米代

特例

御收納代、穀代納、斗代、切出米代

二、小作料計算ノ基礎タル生産物ノ種類

普通

米

特例
大豆、鹽

(口) 廣ク行ハルル代金納小作料ノ實例(反當)

種類	數量	平均實納小作料金額	最近五箇年間ノ實納小作料ノ平均收穫高	見積金額	實納小作料ノ收穫高トノ割合	
					高トノ割合	上中下別
米	五、四	一、四、九〇	一、四、九七	一、六、〇四	三%	中
麥		一、三、〇〇	一、三、〇〇	一、三、〇〇		
甘藷		三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇		

備考

一、本欄表、生産物ノ單價欄ノ括弧内ノ數字ハ年次ヲ示ス

(ハ) 代金納小作料ニ付代金換算率ノ算出方法、時期及右代金ヲ決定スルハ地主ナリヤ、小作人ナリヤ其ノ他如何ナル者ナリヤ及其ノ他ノ慣行

(一) 換算率算出方法、時期

普通

其ノ年十一月下旬又ハ十二月上旬ニ於ケル米相場ヲ標準トシ算出ス

特例

納付ノ年ノ五月ヨリ十二月迄又ハ九月ヨリ十一月迄ノ期間ニ於ケル米相場ニ依リ或ハ納入當日ノ相場ニ依リ算出スルモノ

米	四、〇〇	二、九五	(9)(8)(7)(6)(5)	一、四、三〇 一、四、四七 一、四、六四 一、四、八一 一、四、九八	麥	一、三、五	一、四、五	
				一、五、〇〇 一、五、一七 一、五、三四 一、五、五一 一、五、六八	大豆	一、〇、一	一、七、三〇	元
				三、七、七				中

アリ又稀ニ換算率ヲ畑ニ限リ米時價ノ七割乃至八割ヲ標準トシ或ハ大豆相場ノ一割増トスルモノアリ

(二) 代金ヲ決定スル者

普通

地主小作人協議ノ上決定ス

特例

地主ニ於テ決定シ或ハ部落協議ノ上決定スルモノアリ

(三) 其ノ他ノ慣行

鹿島郡南大香村字東濱ニ於テハ鹽ヲ代金計算ノ基礎トシ翌年一月二十日頃ノ時價ヲ參酌シ決定スル慣行アリ

(ニ) 代金納小作畑ノ總小作畑反別ニ對スル凡ソノ割合一割三分(小作畑反別六千八百六十三町步)

(ホ) 代金納小作ノ沿革及利弊

一、沿革

何時頃ヨリ代金納行ハルルニ至リンカハ不明ナルモ田反別少

ナク自家食糧ニ不足ヲ生スルカ如キ地方ニ於テハ特ニ代金納ヲ便利トシ行ハレタリシカ爾來其ノ小作ニ比較的弊害少ナカリシヲ以テ漸次増加シ來リ以テ今日ニ至レリ

二、利弊

(一) 利

イ、小作人ニ於テハ自家生産ノ米ヲ以テ自家ノ糧食ニ充テ得ルコト

ロ、小作料運搬ノ煩ナキコト

(二) 弊

イ、代金ヲ換算スルニ付公平ナル標準ヲ定ムルコト難ク爲ニ物議ヲ生シ易シ

ロ、納期ハ概ネ米價低落ノ時期ナルヲ以テ當時ノ時價ヲ以テ換算納付スル時ハ地主ハ不利ナリトシ喜ハサルノ風アリ

(三) 利弊ノ比較

納付ニ便ナルモ地主小作人ノ利害ニ付公平ヲ期シ難シ

(四) 金納ノ場合

(イ) 廣ク行ハルル小作料金額ノ實例(反當)

契約上ノ小作料金額	最近五箇年間平均小作料金額	種類	數量	見積金額	小作料ト收穫高トノ割合		當該畑ノ上中下別
					契約上ノ小作料ノ割合	收穫高ニ對スル割合	
八、〇〇	七、七〇	甘藷	一五、〇〇	一三、〇〇	二〇%	三〇%	中
九、〇〇	九、〇〇	大豆	一五、〇〇	一四、〇〇	二〇%	二〇%	下
九、〇〇	九、〇〇	葉煙草	三、三三	九、〇〇	九	九	中

(ロ) 金納小作畑ノ總小作畑反別ニ對スル凡ソノ割合
八分

(ハ) 金納小作ノ沿革及利弊

一、沿革

水田皆無ノ地方畑地ノ小作ヲ爲スモノ少ナキ地方公有畑ノ小作スル場合等ニ在リテハ古來ヨリ金納制度行ハレ以テ今日ニ至レルモノノ如シ

二、利弊

(一) 利

(イ) 地主小作人共ニ現物納小作ニ於ケルカ如キ小作料ノ運搬、貯藏、検査ノ手數ヲ要セサルコト
(ロ) 生産物ノ種類、品質、等級等ニ關シ紛議ヲ生スルカ如キコトナキコト

(二) 弊

(イ) 現物納小作及代金納小作ニ在リテハ米麥等現物ノ相場ニ變動アルモ地主小作人ノ分配ニ影響スル所少ナキモ之ニ在リテハ其ノ相場ノ如何ニ依リテ甚シク兩者間ノ分配ニ不公平ヲ生シ紛爭ヲ惹起シ易キコト
(ロ) 生産物ヲ販賣シテ貨幣ニ代ヘ納入スル場合ニ於テ地方ニ依リ又ハ小作者ノ經濟思想ノ程度ニ依リ隨時有利ノ販賣方法ヲ採ルコト能ハス反テ不利ヲ招ク場合アルコト

(三) 利弊ノ比較

兩者ヲ比較スルニ小作人ニ利多キカ如シ

(丙) 桑園、茶園、果樹園ノ小作料

(一) 小作料ノ種類、其ノ變遷並傾向

一、小作料ノ種類

普通

米

特例

金錢又ハ米ト金錢ト組合セ小作料トシ稀ニ勞力ヲ以テスルモノアリ

二、小作料ノ種類ノ變遷並其ノ傾向

著シキ變遷ヲ認メサルモ一部ノ地方ニ於テハ桑園、果樹園ノ増加ニ伴ヒ代金納漸次増加ノ傾向アリ

(三) 現物納ノ場合

(イ) 其ノ小作地ノ生産物ヲ小作料トスルコトアリヤ其ノ事例及多少

一、其ノ小作地ノ生産物ヲ小作料トスルコトアリヤ

ナシ

二、其ノ事例及多少

ナシ

(ロ) 廣ク行ハルル小作料ノ實例(反當)

種類	契約上ノ小作料種類數	最近五箇年小作料平均實納	最近五箇年平均收穫高	主作物		當該園ノ上中下別
				種類數	種類數	
桑園	米	石 五、五三	石 五、五三	二三六	豆	中
果樹園(梨)	米	石 一、五二	石 一、五三	四五	小豆	中
果樹園(桃)	米	石 一、〇〇	石 一、〇〇	三三	甘藷	中

(三) 代金納ノ場合

(イ) 代金納ノ地方的名稱及小作料計算ノ基礎タル生産物(現物)ノ種類

一、地方的名稱

普通

銀納

特例

金納御收納金

二、小作料計算ノ基礎タル生産物ノ種類

普通

米

特例

稀ニ大豆ヲ以テスルモノアリ

(口) 廣ク行ハルル代金納小作料ノ實例(反當)

種別	小作料計算ノ基礎タル生産物	種類	數量	最近五年間ノ實納小作料		平均	最近五年間ノ平均	種別	數量	物	當該圖ノ上中下ノ別
				平均實納小作料金額	ヒタル生産物ノ單價(換算率)						
桑園	米	石	五、五〇〇	一七、四六八	(9)(7)(5) 一四、〇六六	三、三〇七	三五	—	—	—	中
果樹園(梨園)	米	一、〇三五	二六、七六三	(9)(7)(5) 三、七〇七	(8)(6) 三、三〇〇	二、五	—	—	—	—	中
タ(桃園)	米	四、五〇〇	三三、三六六	全右	—	一〇〇	—	—	—	—	中

備考

一、本表生産物ノ單價欄ノ括弧内ノ數字ハ年次ヲ示ス

(ハ) 代金納小作料ニ付代金換算率ノ算出方法時期及右代金ヲ決定スルハ地主ナリヤ小作人ナリヤ其ノ他如何ナル者ナリヤ及其ノ他ノ慣行

一、換算率ノ算出方法時期

普通

其ノ年十一月下旬又ハ十二月上旬ニ於ケル米相場ヲ標準トシ算出ス

特例

普通ノ場合ニ於ケル米相場ハ三合格米ヲ標準トスルモ特ニ不合格米又ハ三等米ト不合格米トノ平均ヲ以テスルモノアリ或ハ古ノ穀代相場即チ石參圓六拾五錢ヲ標準トスルモノ縣下鳳至郡ノ一部ニ在リ

二、代金ヲ決定スル者

普通

地主、小作人協議ノ上決定ス

特例

地主ニ於テ決定ス

三、其ノ他ノ慣行

ナシ

(二) 代金納小作園ノ總小作園反別ニ對スル凡ソノ割合

桑園果樹園ヲ合セ約一割(小作園總反別千八十四町步)

(ホ) 代金納小作ノ沿革及利弊

一、沿革

畑ニ於ケル代金納ノ場合ト畧々同シ

二、利弊

(一) 利

畑ニ於ケル場合ト畧々同シ

(二) 弊

畑ニ於ケル場合ト畧々同シ

(三) 利弊ノ比較

利弊ヲ比較スルニ利スル所大ナルカ如シ

(四) 金納ノ場合

(イ) 廣ク行ハルル小作料金額ノ實例(反當)

種別	契約上ノ小作料金額	最近五年間平均實納小作料金額	最近五年間平均收穫高	當該園ノ	
				種類	量
桑園	七、四〇〇	七、五〇〇	桑	二、五三	中

(ロ) 金納小作園ノ總小作園反別ニ對スル凡ソノ割合

園千八十四町步ニ對シ約二反步

(ハ) 金納小作ノ沿革及利弊

一、沿革

珠洲郡蛸島村ニ於テハ部落民ヲシテ村有山林ヲ開墾シ桑園ト爲サシメ金納ニ依リ貸下ケタルニ始マリ又鳳至郡鋸地村ニ於テハ桑園ニ對シ代金納ヲ以テスル場合多カリシカ中古ヨリ米一石ニ付五圓四拾錢ヲ以テ換算シタルモノヲ標準トシ金納ニ改メタルカ近年更ニ單價ヲ八圓トシ更改スルニ至レリ

二、利 弊

(一) 利

畑ノ場合ニ於ケル金納ト同様ノ利アリ

(二) 弊

弊害ヲ認メス

(三) 利弊ノ比較

利スル所多キモノノ如シ

三、現物小作料ニ關スル契約又ハ慣行上ノ制限

(一) 品質等級ノ制限

普 通

契約上ハ粃等ヲ交ヘス本縣産米検査等級三等合格米ヲ以テスルヲ慣

例トス

特 例

一、三等米ト等外米トヲ等分ニ納入スルモノ

二、等外米ト雖一俵ノ重量十五貫八百匁以上ノモノハ三等米ト同様ニ

看做シ納入差支ナキモノ

三、二等米ト不合格米トヲ等分ニ納入スルモノ

四、未検査ノモノヲ納入スルモノ

五、小作地ノ劣等ナルモノハ其ノ地ノ收穫米(劣等米ト雖)ヲ以テ納入ス

ルモ差支ナキモノ

六、小作米ノ端米ハ全部等外米ヲ以テ納入スルモノ

以上各項ノ慣行アリ

(二) 俵裝容量及重量ノ制限

一、俵裝ノ制限

普 通

本縣穀物検査規則ニ依リ規定セラレタル生産検査ヲ受クヘキモノノ

包裝ニ依ル即チ左ノ如シ

俵ハ乾燥セル藁ヲ用ヒ四箇所編ミトシ長サ三尺七寸幅二尺九寸重量

五百匁乃至六百匁トス

棧俵ハ乾燥セル藁ヲ用キ直經九寸重量六十匁乃至七十匁トシ括束用

繩ハ周リ八分乃至九分トス包装ノ方法ハ兩口目貫ヲ八箇所菊締トシ
横繩ハ引掛緊括ス締米ノ兩口膝リ方ハ移出米ニ同シ

特例

ナシ

二、容量及重量ノ制限

普通

重量ハ制限セサルモ容量ハ一俵ニ付四斗ヲ欠ケサルモノトス

特例

一部ノ地方ニ在リテハ一俵ノ重量ヲ十五貫六百匁以上或ハ十六貫匁
以上等一定重量以上ノモノニ制限スルモノアリ

(三)地主側ノ検査

普通

検査ヲ行ハス

特例

小作人立會ノ上地主ニ於テ品質俵裝、容量等ノ検査ヲ行フ

四、「込米」入レ榊又ハ「サシ米」ノ類ノ有無、其ノ量、起原及近時ニ

於ケル増額又ハ減免ノ傾向竝其ノ理由

込米等ヲ廢止シテ之ヲ小作料中ニ加算シタル場合又ハ之
ヲ獎勵米ニ充當シタル場合アリヤ其ノ他込米等廢止ノ方
法理由及沿革

一、「込米」入レ榊又ハ「サシ米」ノ類ノ有無

普通

徴セズ

特例

容量一斗未滿ノ小作米ニ對シテハ徴スルコトアリ

二、込米ノ量

普通

一升ニ付約三勺位ヲ普通トス

特例

ナシ

三、込米ノ起原

舊藩倉納米ニ對シテハ一石ニ付約二升ノ「サシ米」ヲ爲スヲ慣例トシ爾來廢藩後ト雖地主ニ依リ幾分ノ「サシ米」ヲ行フモノアリシモ明治四十四年産米検査施行セラルルニ至リ之カ廢止ヲ見タリ

四、近時ニ於ケル増額又ハ減免ノ傾向
ナシ

五、其ノ理由

穀物検査規則ニ依リ俵裝容量等ニ於テ一定ノ制限ヲ設ケ之カ勵行ヲ見ルニ至レルヲ以テ運搬ノ際ニ於ケル米ノ脱漏ナキニ至レルニ因ル

六、込米ヲ廢シテ之ヲ小作料中ニ加算シタル場合又ハ之ヲ獎勵米ニ充當シタル場合アリヤ
ナシ

七、込米廢止ノ方法、理由及沿革

前項三ニ於テ記載通ナリ

五、小作料ノ減免、増徴

一、一時的ノ増徴減免

(イ) 小作料ノ輕減ハ如何ナル場合ニ行ハルルヤ、現物納タルト代金納又ハ金納タルトニ依リテ其ノ場合ニ差異アリヤ

一、小作料ノ輕減ノ行ハルル場合

普通

天災ニ因ル不作ノ場合

特例

ナシ

二、現物納タルト代金納又ハ金納タルトニ依リテ其ノ場合ニ差異アリヤ

差異ナシ

(ロ) 代金納小作料ヲ輕減スル方法

普通

代金計算ノ基礎タル生産物ノ數量ヲ現物納ニ於ケル輕減歩合ニ準シ

テ輕減シ然ル後之ヲ代金ニ換算ス

特例

平年ニ於ケルカ如キ方法ニ依リ代金ニ換算シタルモノヲ現物納ニ於ケル輕減歩合ニ準シテ輕減スルモノアリ

(八) 現物納、金納及代金納ノ小作料ヲ輕減スル場合ニ於ケル最近普通ノ輕減歩合

現物納及代金納共五分乃至一割ヲ普通トシ金納ノ場合ニ於テハ輕減歩合低キカ又ハ輕減セサルヲ例トス

(三) 小作料ヲ免除スル場合アリヤ、不作ノ場合ニ免除スルトセハ其ノ不作ノ程度如何

一、小作料ヲ免除スル場合アリヤ
稀ニアリ

二、免除スル場合ノ不作ノ程度如何
普通

收穫皆無トナリタル場合

特例

收穫量平年作ノ三割以下ナル場合ハ免除スルコトアリ又五割以下ナル場合免除スルコト稀ニアリ

(水) 不作ノ程度ト輕減歩合トノ關係

普通

一定ノ標準ニ依ラサルヲ普通トスル一例ヲ示セハ左ノ如シ
平年作ニ比シ不作ノ程度

二割減	輕減歩合	一割五分
三割減		二割
四割減		三割
五割減		五分
六割減		六割五分
七割減		八割
八割以上減		全免

右ニ示ササル輕減歩合ハ右ニ準シ累進的ニ定ムルモノトス

特例

三割以下ノ減收ノ場合ニモ輕減セサルモノアリ

五割以上ノ場合ハ立毛ノ儘親作ニ納入シ小作人ハ幾分肥料代等ノ補給ヲ受クルモノアリ

(ヘ) 減免ヲ爲スヤ否ヤノ決定及其ノ歩合ノ決定方法

一、減免ヲ爲スヤ否ヤノ決定方法

普通

小作人ノ申出ニ依リ地主、小作人協議ノ上決定ス

特例

減少著シキ場合ハ收穫前小作人ノ申出ニ依リ地主實地踏査ノ上決定スル場合アリ

二、減免ノ歩合ノ決定方法

普通

地主小作人間ニ於テ作況ニ依リ大体ノ見込ヲ以テ協定ス又不作ガ一般的ナル場合ハ收穫後實際ノ減收歩合ニ依リ地主小作人協議ノ上決定ス

持例

小作人ヨリ輕減歩合ヲ示シ團體ノ力ヲ以テ其ノ要求ヲ貫徹スルモノ或ハ區又ハ地主ノ協議ニ依リ輕減額ヲ決定スルモノアリ

(ト) 小作料ヲ増徴スルコトアリヤ、アリトセハ其ノ場合及代金納ニ付テハ其ノ方法

一、小作料ヲ増徴スルコトアリヤ

稀ニアリ

二、其ノ場合

蔬菜桑苗等ヲ栽培セル場合、其ノ他特殊ノ事情ニ依リ收益多キ場合等ニアリテハ増徴スルコトアリ

三、代金納ニ付其ノ小作料ヲ増徴スル方法

代金計算ノ基礎タル生産物ノ數量ヲ現物納小作料ノ増徴額ニ準シテ増額シ然ル後代金ニ換算ス

(ニ) 將來ニ互ル増徴、輕減

(イ) 輕減ノ場合及其ノ歩合

一、輕減ノ場合

普通

植林ノ爲蔭地ト爲リタルトキ或ハ天災ノ爲小作地欠壞ノ場合原狀ニ復スル迄輕減ス

特例

從來甚シク小作人ノ收得歩合ノ少ナカリシ場合或ハ小作地ノ過剩ニシテ小作スル者少ナキ場合

二、輕減歩合

普通

五分乃至一割

特例

稀ニ二割輕減スルコトアリ

(口) 増徴ノ場合及其ノ歩合

一、増徴ノ場合

普通

耕地整理新開地或ハ其ノ他ノ耕地改善等ニ依リ小作地ノ生産力向

上シ收穫高増加セル場合

特例

從來小作人ノ收得歩合多カリシ小作地ニシテ小作希望ノ多キ場合又ハ地主小作人ニ異動ノアリシ場合

二、増徴ノ歩合

普通

五分乃至一割

特例

二割五分増徴スルコトアリ

(ハ) 代金納小作料ヲ増徴輕減スル方法

普通

代金計算ノ基礎タル生産物ノ數量ヲ現物納小作料ノ増額或ハ輕減額ニ準シテ増額或ハ輕減ス

特例

代金ニ換算シタルモノヲ現物納小作料ノ増額或ハ輕減額ニ準シテ増

額或ハ輕減スルモノアリ

五二

(二) 増徴ノ場合ニ於テハ小作人ト地主トノ協議ニ依リテ之ヲ定ムルヤ又ハ地主ノ通告ノメニ依リテ之ヲ爲スヤ其ノ他ノ決定方法

一、増徴ノ決定ハ地主ト小作人トノ協議ニ依ルヤ又ハ地主ノ通告ノミニ依ルヤ

普通

地主小作人協議ニ依リ決定ス

特例

地主ノ通告ノミニ依リテ決定スルモノアリ

六、小作料ヲ普通ノ小作料ヨリ幾分低ク定メ不作ノ場合ニ之ヲ減免セサルコトヲ慣行トスルモノアラハ普通ノ小作料トノ差額及其ノ慣行ノ沿革範圍利弊竝減免スル不作ノ程度

一、定免ノ如キモノノ有無

アリ

二、普通ノ小作料トノ差額

普通

一割位

特例

一割五分乃至二割五分ノモノアリ

三、慣行ノ沿革

能美郡粟生村ニテハ手取川ノ汎濫ニ依ル被害其ノ他年々川底砂利ノ堆積スル爲濕地トナリ地味惡變シタル爲自然小作間ニ於テ協定ノ上普通小作料ヨリ約二割減ノ差額ヲ以テ定免ノ如キ小作料トシ今日ニ及ヘリ石川郡旭村宇宮永市ハ不在地主多キ爲惡悚ナル仲介業者ハ土地ヲ數次轉賣シ其ノ都度不當ノ利ヲ貪ラムカ爲小作料ヲ騰貴セシメタルカ大正四年地主小作人協議ノ上普通小作料ヨリ一割減ノ差額ヲ以テ定免小作料トシ今日ニ至レリ

河北郡山間部ノ一部ニ於テハ新開墾地ハ普通田畑ノ平均收穫高ヲ舉ク

五三

迄數年ヲ要スルヲ以テ其ノ期間一定ノ免ヲ設ケ小作セシム
羽咋郡東増穂村字相神ノ一部ノ田地ハ年ニ依リ收穫高ニ著シキ相違アルヲ以テ普通ノ小作料ヨリ一割減位トシ不作ノ場合ト雖減免セサルコトトナリ居レリ

鹿島郡熊木村ニ於テハ熊木川沿岸一帯ノ汎濫地ニ對シ普通小作料ヨリ約一割五分ヲ定免スルコトニ地主小作人ニ於テ協定シ明治初年ヨリ實行今日ニ至レリ

鳳至郡櫛比村ニ於テハ八ヶ川流域被害地ニ對シ普通小作料ヨリ約一割ノ差額ヲ以テ定免トシタリ

四、範圍

能美郡粟生村、石川郡旭村、宇宮永市、河北郡英田、笠谷、俱利伽羅、花園、三谷、淺川各村ノ山間部、羽咋郡東増穂村、字相神、鹿島郡熊木村、鳳至郡櫛比村、穴水町、下唐川等ノ地方ノ一部

五、利弊

(一) 利

定免ニ依ラサルモノノ如クニ其ノ輕減歩合等ヲ定ムルノ煩ナキコト

(二) 弊

年ノ豊凶ニ依リ地主小作人間ノ分配宜シカラス惹テ兩者ノ親善ヲ妨クルコト

(三) 利弊ノ比較

利弊兩者ヲ比較スルニ利スル所大ナルモノノ如シ

六、減免スル不作ノ程度

普通

八分作以下ナルトキハ定免ト雖相當減免ス

特例

地主ニ依リテハ收穫皆無ノ年ニ非レハ減免セサルモノアリ

七、小作料騰落ノ趨勢及其ノ原因

一、騰落ノ趨勢

大体ニ於テ騰落ニ關スル趨勢ト認ムヘキモノナキモ一部ノ地方ニ於テハ或ハ騰貴ノ傾向ヲ有シ或ハ漸落ノ步調ヲ辿レルモノアリ

二、原因

騰貴ノ傾向アル地方ノ原因ハ栽培法改善ニ基ク增收人口増加ニ伴フ耕地不足、土地價格ノ騰貴、課税ノ加重等ヨリ來ル結果ニシテ漸次低落ノ傾向アル地方ノ原因ハ都會ニ轉住シ或ハ商工業ニ轉業スル者ノ増加、收支償ハサルモノ(殊ニ畑ニ於テ)アル等ノ爲ナリ

八、小作料ニ代ヘ勞力ヲ提供スルコトノ有無其ノ勞働日數及賃銀ノ換算方法

一、小作料ニ代ヘ勞力ヲ提供スルコトノ有無

稀ニアリ

二、勞働日數

普通

石川郡ニ於テハ一年ニ於テ二十日羽咋、鳳至郡ニ於テハ十日位ヲ普通トス

特例

石川郡ニ於テハ一年ニ於テ七十日羽咋郡ニ於テハ二日乃至五日ナルモ

ノアリ

三、賃銀ノ換算方法

普通

石川郡ニ於ケルモノハ豫メ小作契約ノ際舊歩十歩(新歩十七歩)ノ小作料ヲ男一人(女ナラハ二人)ト定メ勞働日數ニ應シ控除ス羽咋、河北兩郡ニ於ケルモノハ勞働セル季節ノ勞働賃銀ヲ現物納ノ場合ニハ現物時價ニ換算シ代金納ノ場合ニハ直ニ小作料中ヨリ控除ス

特例

羽咋郡ニ於テハ一月三十日ノ勞働賃銀ヲ以テ總賃銀ヲ算出シ同日ニ於ケル其ノ地ノ米相場ニ依リ現物ニ換算セルモノヲ小作料中ヨリ控除スルモノアリ又鳳至郡ニ於テハ年末ノ現物ノ相場ヲ標準トシ換算スルモノアリ

第四、小作料ノ納入

一、納期

普通

其ノ年十二月末日限

特例

其ノ年十一月末日限リ又ハ十二月十日限リ或ハ翌年一月上旬一月末日限
二月末日限等ノモノアリ更ニ代金納ニ在リテハ地租ノ納期ニ從ヒ數回ニ
納入スルモノモアリテ區々ナリ

二、納入ノ場所及其ノ場所迄ノ運賃ノ負擔

一、納入ノ場所

普通

地主ノ宅

特例

小作地カ遠地ニ在ル場合其ノ地ニ特定セル世話人ノ家或ハ其ノ地ノ農
業倉庫ニ納入セシムルモノアリ又稀ニ區長宅米商人ノ宅及最寄停車場
ヲ納入場所ト指定スル向モアリ

二、運賃ノ負擔

普通

小作人ニ於テ負擔ス

特例

地主カ特定セル場所ニ納入セシムル場合又ハ納入場所迄ノ里程遠キ場
合等ニ於テハ地主ニ於テ全部又ハ一部ヲ負擔スルモノアリ

三、納入ノ際地主ヨリ供スル慰勞米又ハ金品酒食等ノ有無及其ノ額

一、地主ヨリ供スル慰勞米又ハ金品酒食等ノ有無

酒食或ハ金品若ハ慰勞米ノ内何レカラ供スルモノアレトモ之ヲ供セサ
ルモノモ往々ニシテアリ

二、其ノ額

普通

主トシテ酒食ヲ饗スルモノニシテ其ノ額一人ニ付一回五六拾錢位ニ相
當ス

特例

一、稀ニ貳參拾錢位或ハ七八拾錢乃至壹圓位ニ相當スル酒食ヲ供スル

- 一、モノ又ハ酒肴料トシテ七八圓ノ金員ヲ給スルアリ
- 一、手拭一筋位ヲ供スル者モアリ
- 一、慰勞米トシテ小作料一石ニ付一升位ノ米ヲ供スル者アリ

第五、小作料ノ滞納

一、現物小作料滞納ノ場合ニ之ヲ貸金ニ改メ利息ヲ徴スル
 慣行アリヤ其ノ利率及複利計算ヲ用フルヤ否ヤ
 現物小作料滞納ノ場合ニ於テ現物ノ儘貸付スルモノトシ
 テ利息ヲ徴スルコトアリヤ其ノ利率及複利計算ヲ用フル
 ヤ否ヤ

- 一、現物小作料滞納ノ場合ニ之ヲ貸金ニ改メ利息ヲ徴スル慣行アリヤ其ノ利率及複利計算ヲ用フルヤ否ヤ
- (一) 貸金ニ改メ利息ヲ徴スル慣行アリヤ
往々ニシテ有リ
- (二) 其ノ利率

普通

一箇年ニ付一割乃至一割二分

特例

稀ニ一箇年ニ付五分又ハ一割五分二割ノモノモアリ

(三) 複利計算ヲ用フルヤ否ヤ

普通

用ヒサルヲ普通トス

特例

稀ニ用フルモノアリ

二、現物小作料滞納ノ場合ニ於テ現物ノ儘貸付スルモノトシテ利息ヲ徴
 スルコトアリヤ其ノ利率及複利計算ヲ用フルヤ否ヤ

- (一) 現物ノ儘貸付スルモノトシテ利息ヲ徴スルコトアリヤ
往々ニシテ有リ
- (二) 其ノ利率

普通

一割五分乃至二割

特例

稀ニ一割又ハ一割二分ノモノアリ

(三) 複利計算ヲ用フルヤ否ヤ

普通

用ヒス

特例

用フルモノアレトモ極メテ稀ナリ

二、金納(代金納)小作料滞納ノ場合ニ於テハ利息ヲ徵スルヤ、

其ノ利率及複利計算ヲ用フルヤ否ヤ

一、利息ヲ徵スルヤ

普通

徵セス

特例

稀ニ徵スルモノアリ

二、其ノ利率

普通

一箇年ニ付一割

特例

稀ニ一箇年ニ付一割二分又ハ一割五分位ノモノアリ

三、複利計算ヲ用フルヤ否ヤ

普通

用ヒス

特例

極稀ニ用フルモノアリ

三、豫メ小作契約中ニ小作料滞納ノ場合ニ於テハ其ノ小作

料ヲ貸金ニ改メ又ハ現物ノ儘貸付スルコトヲ定メ置クコ

トアリヤ、前二項ノ場合ノ利率ヲ協定シ置クコトアリヤ

一、貸金ニ改メ又ハ現物ノ儘貸付スルコトヲ定メ置クコトアリヤ

極稀ニアリ

二、前二項ノ場合ノ利率ヲ協定シ置クコトアリヤ
極メテ稀有ノ事ニ屬ス

四、滞納ノ場合ニ於テ之ヲ貸金ニ更ヘス單ニ未納小作料トシテ繼續スルモノトシ其ノ損害賠償ヲ取立ツルコトアリヤ其ノ損害賠償額ヲ契約ニテ豫メ定メ置クコトアリヤアリトセハ其ノ額

一、貸金ニ更ヘス未納小作料トシテ繼續スルモノトシ其ノ損害賠償ヲ取立ツルコトアリヤ

無シ

二、損害賠償額ヲ契約ニテ定メ置クコトアリヤ

無シ

三、損害賠償額

無シ

五、滞納ノ場合ニ保證人カ義務ヲ履行シタル事例アリヤ

極メテ稀ニアリ

六、滞納ノ爲ニ契約ヲ解除シタル事例アリヤ

稀ニアリ

七、滞納ニ付強制執行ヲ爲シタル事例アリヤ

極稀ニアリ

八、訴訟其ノ他滞納ニ對シ地主ノ執ル手段

普通

地主ニ於テ再三納入ヲ迫リ尙之無キニ於テハ小作契約ヲ解除ス

特例

保證人アル者ハ之ニ迫リ或ハ訴訟ニ依リテ徵收スルモノ稀ニアリ又極メテ特例トシテ作物ヲ地主ニ於テ收穫スルアリ

九、地主ヨリ其ノ小作料支拂請求權ヲ買集メテ利ヲ營ム者アリヤ

第六、耕地整理カ小作慣行ニ及ホセル影響

普通

- 一、小作ノ利益分配比較的宜シクナリタリ
 - 二、其ノ地方ノ小作料ノ高低ノ差ヲ減シタリ
 - 三、小作料ノ品質上進シ其ノ標準高マリタリ
 - 四、小作地ノ修繕改良費ヲ減スルニ至レリ
 - 五、耕作上ノ利便多クナリタリ
 - 六、地力増進シ生産力高マレリ
 - 七、整理ノ結果面積縮少セル爲收量減シ不平ヲ抱ク者アリ
- 特例
- 一、箇所ニヨリ二毛作ヲ爲シ得ルニ至レリ
 - 二、小作料ノ増徴減免ヲ爲スコト比較的減シタリ

- 三、小作料ヲ値上ケセルモノアリ
 - 四、小作人ノ收得歩合多クナリタル箇所極稀ニアリ
 - 五、地質ヲ變シ甚シク地力ノ不同ヲ生シタル箇所稀ニアリ
- ### 第七、穀物検査生産検査及移輸出検査ト小作慣行トノ關係

一、生産検査

(一) 從來ノ普通ノ産米ニ付小作料一俵當乾燥調製及俵裝ニ要シタル費用並検査施行後ノ産米ニ付最モ多キヲ占ムル等級ノ小作料一俵當同上費用、其ノ比較

普通

從來一俵當平均壹圓拾壹錢位ヲ要シタリシモ検査施行後ハ平均約其ノ四割ヲ増加シ壹圓五拾貳錢位ヲ要スルニ至レリ

特例

約七割ヲ増加シ現在壹圓位ヲ要スルモノ及約四割増ニテ貳圓參拾九錢

位ヲ要スルモノアルニ至レリト雖是等ハ極メテ稀有ノ事ニ屬ス

(二) 獎勵米及罰米ノ等級別分量

普通

一等合格米	獎勵米	三升乃至五升
二等合格米	同	二升乃至四升
三等合格米	同	一升三合乃至三升
等外米	罰米	二升位迄

特例

一等合格米	獎勵米	二升又ハ八升位
二等合格米	同	二升又ハ六升位
三等合格米	同	一升又ハ五升位
等外米	罰米	徵セサルモノ少カラス又四五升ヲ徵スルモノモアリ

(三) 獎勵米ト込米廢止トノ關係

生産検査實施ト同時ニ込米ハ廢止セラレ且調製俵裝改良等ノ負擔増加

シタルヲ以テ地主ハ其ノ代償ノ意味ニ於テ品質優良ナル小作料ノ納入者ニ對シテ獎勵米ヲ與ヘ之ニ反シ不合格米ノ納入者ニ對シテハ罰米ヲ徵スル者アルニ至レリ

(四) 地主總數ニ對スル獎勵米交付地主ノ割合及罰米徵收地主ノ割合
獎勵米交付地主ノ割合 八割八分内他府縣在住地主零割一分
罰米徵收地主ノ割合 三割五分内他府縣在住地主無シ

(五) 小作料其ノ他ノ小作慣行ニ及ホシタル影響

- 一、從來一俵ノ容量ハ五斗内外ニシテ區々ナリシカ検査施行後ハ四斗ニ一定セラレタリ
- 二、込米ヲ廢止シ且獎勵米ヲ交付シ又ハ罰米ヲ徵スルニ至レリ
- 三、地主側ノ検査ヲ省畧シ得小作料ノ受渡ニ利便ヲ増シタリ
- 四、小作米ノ品質向上セリ

(六) 最近ニ於ケル検査米ノ等級別分量

一等米	三、八九一俵
二等米	一、一一、五七六俵

三等米 八〇三、七一九俵
等外米 一九〇、八三六俵

二、移出検査

(一) 従来ノ普通ノ産米ニ付小作料一俵當乾燥調製及俵裝ニ要シタル費用並検査施行後ノ産米ニ付最モ多キヲ占ムル等級ノ小作料一俵當同上費用其ノ比較
無シ

(二) 獎勵米及罰米ノ等級別分量

無シ

(三) 獎勵米ト込米廢止トノ關係

無シ

(四) 地主總數ニ對スル獎勵米交付地主ノ割合及罰米徵收地主ノ割合

無シ

(五) 小作料其ノ他ノ小作慣行ニ及ホシタル影響

無シ

(六) 最近ニ於ケル移出米ノ等級別分量
無シ

三、一俵ノ容量ノ變遷及之ニ伴フ差額米ノ處理並其ノ他ノ

小作慣行ニ及ホシタル影響

一、一俵ノ容量ニ及ホシタル影響

穀物検査ノ施行ニ依リ従来約五斗ナリシヲ四斗トナスニ至レリ

二、差額米ノ處理

普通

従来五斗俵ナリシカ俵裝改正ノ結果四斗俵トナリタルモ小作米ノ絶對量ニ異動無キ爲差額米一斗ニハ何等關係無ク其ノ儘改正行ハレタリ

特例

従来五斗俵ト稱シ實量五斗一升五合ヲ容レタリシカ俵裝改正ノ結果四斗俵トナリタルヲ以テ其ノ差額米一斗一升五合ハ俵裝セスシテ納付ス但シ其ノ差額カ合計二斗以上ニ達シタルトキハ俵ニ容レテ納入スルコトトナレル所アリ

三、其ノ他ノ小作慣行ニ及ホセル影響

普通

- 一、小作米ノ品質等級ヲ制限スルニ至レリ
- 二、乾燥調製及俵裝ニ多ク手數ヲ要スルコトナレリ
- 三、地主カ米質容量ノ検査ヲ行ハサルニ至レルコト
- 四、納入米ノ品質概シテ優良トナレリ

特例

米質ヲ一定センカ爲ニ栽培スヘキ稻ノ品種ヲ指定スルニ至レルモノ極稀ニアリ

第八、小作契約ノ登記及小作地ニ對スル制限

一、小作契約登記ノ有無及地主カ登記ヲ承諾セサル場合ノ有無及其ノ事例

一、小作契約登記ノ有無

極稀ニアリ

二、地主カ登記ヲ承諾セサル場合ノ有無

極稀ニアリ

三、地主カ登記ヲ承諾セサル場合ノ事例

普通

無シ

特例

鹿島郡ノ一部ニハ小作契約ハ小作ニ取り極テ有利ナルモノアルヲ以テ(即チ小作料一石中七斗九升五合ハ現物納トナシ殘餘二斗五合ハ毎年石當參圓六拾四錢ニテ換算シ代金納トナス契約)地主ニ於テ其ノ登記ヲ拒ミタルコトアリ

又能美郡ニハ小作者ヨリ永小作權ノ假登記ヲナシタルニ地主ニ於テ之ニ對シ抹消ノ申請ヲナシタルコトアリ

二、小作地轉貸ノ多少及其場合轉貸ニ對スル地主ノ承諾ノ要否其他ノ制限轉貸ノ場合ニ轉貸人カ地主ニ支拂フ小作料ト轉借人ニ要求スル小作料トノ割合及差額轉貸ノ弊害

一、小作地轉貸ノ多少

二、小作地轉貸ノ場合

普通 入營病氣又ハ已ムヲ得サルニ基ク出稼等ニ依リ一時小作地ノ全部又ハ一部ノ耕作ヲ中止セサルヘカラサル場合其ノ期間中其ノ耕作シ得サル小作地ニ限リ之ヲ轉貸ス

特例

耕作上利便多キ小作地ヲ得ンカ爲多クハ耕地ヲ借受ケ内不便不用ノ耕地ヲ轉貸スルモノ及農地ノ距離其ノ他耕作上ノ關係ヨリ小作人間ニ於テ互ニ其ノ小作地ヲ交換スルコト稀ニアリ尙又極メテ稀ナレトモ多クノ小作地ヲ借受ケ一種營利的ニ之ヲ他ヘ轉貸スルモノアリ

二、轉貸ニ對スル地主ノ承諾ノ要否其ノ他ノ制限

普通

地主ノ承諾ヲ要シ且轉借人ノ其ノ小作地ニ對スル使用法等一切地主カ

轉貸人ニ附與シタル其レヲ超エシムヘカラスト制限スルヲ普通ナリト雖中ニハ地主ノ承諾ヲ要セス且何等制限ヲ付セサルモノ少カラス

特例

無シ

四、轉貸ノ場合ニ轉貸人カ地主ニ支拂フ小作料ト轉借人ニ要求スル小作料トノ割合及差額

普通

無シ

特例

百對百七乃至百十位ノ割合ニシテ差額ハ現物納ナラハ一反歩ニ付一斗乃至一斗一升位ノモノアリ

五、轉貸ノ弊害

一、一般ニハ其ノ弊ヲ認メサルモ營利的ニ之ヲ爲スモノニアリテハ動モスレハ地主小作人間ノ意志ノ疏通ヲ妨クルノミナラス惹テハ一般小作料ヲ騰貴セシムルカ如キコトアリ

二、兩小作人合意ノ上各自己所有耕地ニ近接セル小作地ヲ互ニ交換シ以テ各其ノ境界ヲ侵略スルコト稀ニアリ

三、小作權賣買ノ有無、多少、其ノ利弊賣買ニ對スル地主ノ承諾ノ要否其ノ他ノ制限、小作權及其ノ土地ノ賣買價格

一、小作權賣買ノ有無アリ

二、小作權賣買ノ多少少ナシ

三、小作權賣買ノ利弊

(一) 利

(イ) 金融ニ便ナリ

(ロ) 地主小作人間ニ紛擾ヲ生シタル場合小作ニ於テ同盟的行動ニ出ツル事少ナキカ如シ

其ノ他利無キニ非サレトモ特筆スヘキモノナシ

(二) 弊

(イ) 地主小作人間ノ意志ノ疏通ヲ妨ク虞アリ

(ロ) 小作料ヲ騰貴セシムルノ虞無キ能ハス

(ハ) 小作權ヲ得ルニ相當買収資金ヲ要ス

其ノ他特書ニ價スルモノ無シ

(三) 利弊ノ比較

利弊兩者ヲ比較スルニ弊害大ナリ

四、小作權賣買ニ對スル地主ノ承諾ノ要否其ノ他ノ制限

普通

地主ノ承諾ヲ要セス唯地主カ最初ノ小作人ニ附與シタル小作地ノ使用法等ヲ超エシムヘカラスト制限ス

特例

稀ニ地主ノ承諾ヲ要スルモノアリ

五、小作權及其ノ土地ノ賣買價格

普通

小作權賣買ノ事例少ク而モ小作條件ノ如何ニヨリ區々ニシテ一定セス

從テ普通ト認ムヘキモノ無シ

特例

前記ノ如ク區々ニシテ一反歩ニ付小作權ノ賣買價格ハ十圓ヨリ四百圓位迄又其ノ土地ノ賣買價格ハ六百五十圓乃至千圓位迄アリ

四、小作地ノ使用制限及其ノ他ノ制限

普通

- 一、地盤ニ變更ヲ加フヘカラサルコト
- 二、田ハ田トシ畑ハ畑トシテ利用スヘキコト
- 三、小作地ヲ荒廢セシメサルコト
- 四、地主ノ承諾ヲ得スシテ永年生植物ヲ栽植スヘカラサルコト

特例

- 一、使用制限無キモノアリ
- 一、土地ノ品位ヲ上進セシムル地盤ノ變更ハ差支ナシトスルモノアリ
- 一、畑ヲ田トシテ利用スルカ如キヲ獎勵スルモノアリ
- 一、小作地ニ對シ永久ニ損害ヲ生スヘキ變更ヲ加ヘサルコトヲ定ムルモ

ノアリ

- 一、小作地ニ建築物ヲ設ケサルコトヲ定ムルモノアリ

第九、地主又ハ小作人ノ賠償

- 一、地主カ小作地ヲ引上ケタルカ爲小作人ニ及ホシタル損害(將來引續キ小作スル權利引上當時ノ立毛、作物、小作人ノ爲シタル土地改良、小作人ノ建テタル建物其ノ他ニ關スル損害)ニ對シ地主ニ於テ賠償ヲ爲スコトアリヤ、アリトセハ其ノ賠償額ノ算定方法
期間ノ滿了ニ依リテ小作地ヲ引上ケル場合ニモ右ノ損害ニ對シ賠償ヲ爲スヤ否ヤ

- 一、地主カ小作地ヲ引上ケタルカ爲小作人ニ及ホシタル損害ニ對シ地主ニ於テ賠償ヲ爲スコトアリヤ

引上當時小作地ニ在ル立毛及小作人ノ建テタル建物ノ收去費ニ限リ賠

償スルコトアリ但シ小作人ノ不都合ニ因リテ引上ケタル場合ニ於テハ決シテ賠償セス

二、賠償額ノ算定方法

普通

地主小作人協議ノ上時價ニヨリ算定ス

特例

地主ニ於テ適宜算定スルモノ又ハ小作人ノ申出額ヲ支給スルモノ稀ニアリ

三、期間ノ滿了ニ依リテ小作地ヲ引上ケル場合ニモ右ノ損害ニ對シ賠償ヲ爲スヤ否ヤ

普通

賠償セス

特例

極メテ稀ニ賠償スルモノアリ

二、小作人力爲シタル地荒シ等ノ爲地主ニ及ホシタル損害

ニ對シ小作人ニ於テ賠償ヲ爲スコトアリヤアリトセハ賠償額ノ算定方法

- 一、小作人力爲シタル地荒シ等ノ爲地主ニ及ホシタル損害ニ對シ小作人ニ於テ賠償ヲ爲スコトアリヤ極メテ稀ニアリ

二、賠償額ノ算定方法

普通

地主小作人協議ノ上決定ス

特例

地主ニ於テ其ノ程度ニ依リ從來ニ於ケル地荒シ等ノ損害ニ對スル賠償額ヲ斟酌シテ之ヲ算定ス

第十、小作地ノ修繕改良及其ノ負擔

一、地主ノ負擔タル修繕改良

普通

用水路、悪水路、堤防、農道、樋管等比較的大ナル修繕改良費ヲ負擔ス但シ此ノ場合修繕改良ニ付小作人ハ夫役ニ従事スルコトアリ

特例

- 一、修繕改良ハ悉ク地主小作人共同ニテ之ヲ爲シ資産ニ應シテ其ノ費用ヲ負擔スルモノアリ
- 一、一部ノ永小作ニ在リテハ地主ノ負擔タル修繕改良ナキモノアリ
- 一、歩卸小作ノ場合ハ全部地主ノ負擔タルモノアリ

二、小作人ノ負擔タル修繕改良

普通

小作人ニ於テ爲スコトヲ得ル比較的小ナル修繕改良費ヲ負擔ス

特例

- 一、前記ノ場合其ノ材料ハ地主ヨリ提供スルモノアリ
- 一、一部ノ永小作ニアリテハ總テノ修繕改良費ヲ負擔スルモノアリ
- 一、修繕改良ハ悉ク地主小作人共同ニテ之ヲ爲シ資産ニ應シテ其ノ費用ヲ負擔スルモノアリ

一、石卸小作ノ場合ハ全部地主ノ負擔タルモノアリ

三、公租、公課其ノ他ニシテ地主ノ負擔タルモノ

普通

小作地ニ係ル公租及水利費協議費ノ全部ヲ負擔ス

特例

- 一、公租ノミヲ負擔スルモノアリ
- 一、稀ニ水利費協議費ノ一部ヲ負擔スルモノアリ
- 一、石卸ノ場合等ニハ全然負擔セサルモノアリ

四、公租公課其ノ他ニシテ小作人ノ負擔タルモノ

普通

無シ

特例

- 一、公租、水利費協議費以外ノ諸掛ヲ負擔スルモノアリ
- 一、稀ニ水利費及協議費ノ一部ヲ負擔スルモノアリ
- 一、石卸ノ場合等ニハ全部小作人ニ於テ負擔スルモノアリ

註、石卸トハ舊石高一石ニ付何程トシテ小作料ヲ定ムルモノ又步卸トハ一步ニ付何程トシテ小作料ヲ定ムルヲ云フ

第十一、小作契約當事者ノ變更

一、小作契約一方ノ當事者ノ死亡ノ場合ニ於テハ小作契約ハ相續人トノ間ニ繼續スルヤ

普通

繼續ス

特例

繼續セサルモノアリ

二、土地ノ賣買贈與等ニ因リ地主ニ變更アリタル場合ニ於テ契約ノ解除小作料ノ増徴等從來ノ小作人ニ及ホス影響

普通

一、土地ノ賣買ニ因リ地主ニ變更アリタル場合ハ契約ヲ解除ス

二、土地ノ贈與ニ因リ地主ニ變更アリタル場合ハ何等影響ナシ

特例

一、土地ノ賣買ニ因リテ地主ニ變更アリタル場合ト雖稀ニ何等影響ナキモノアリ

一、土地ノ贈與ニヨリテ地主ニ變更アリタル場合ト雖稀ニ契約ヲ解除スルモノアリ

一、土地ノ賣買贈與ニ因リテ地主ニ變更アリタル場合小作料ヲ増徴スルモノアリ

第十二、契約ノ解除及消滅

一、期間ノ定ナキ小作ノ契約解除及期間ノ定アル小作ノ期間内ニ於ケル契約解除ノ場合及解除ノ豫告期間

普通

一、地主ニ於テ土地使用ノ必要ヲ生シタル場合其ノ豫告期間ハ一定セサレトモ普通六ヶ月乃至一箇年又ハ作付前

二、地主カ其ノ小作地ヲ賣却又ハ贈與シタル場合其ノ豫告期間ハ一定セ

サレトモ普通三ヶ月乃至一ケ年又ハ入田前
 三、職業ヲ變更シタル爲或ハ收得少キ爲又ハ他人ニ小作ヲ讓渡シタキカ
 爲小作人ヨリ請求シテ解除スル場合、其ノ豫告期間ハ一定セサレトモ普
 通六ヶ月又ハ入田前

特 例

一、小作契約當事者ノ一方カ死亡シタル場合契約ヲ解除スルモノアリ、其
 ノ豫告期間ハ二ヶ月乃至六ヶ月又ハ作付前
 一、甚シク契約ニ違背シタル等小作人ノ不都合ニヨリ契約ヲ解除スル場
 合アリ、其ノ豫告期間ハ當時ノ作物收穫前又ハ次ノ作付前或ハ隨時
 附記 前記ノ如ク豫告期間ハ區々ナレトモ多クノ場合次ノ作付ニ對スル
 準備前ニ豫告スルヲ普通ト看テ大過無シ

二、期間ノ定アル小作ノ期間滿了スルニ當リ小作人ヨリ從
 前ト同一又ハ其ノ他相當ノ條件ヲ以テ繼續小作シタキ旨
 申込メル場合ニ於テ地主カ之ヲ拒絕シテ小作地ヲ返還セ

シムルコトアリヤ其ノ慣行

一、小作地ヲ返還セシムルコトアリヤ
 極稀ニアリ
 二、其ノ慣行
 地主ニ於テ使用賣却又ハ贈與ノ必要アルカ小作人ヲ變更シタキカ或ハ
 從來甚シク小作人ニ不都合ノ廉アリタル場合ニハ返還セシムルノ慣行
 アリ

三、主タル目的物ニ對スル契約ノ消滅解除カ宅地其ノ他小
 作ノ目的物ニ附隨シテ交付シタルモノヲ返還セシムルコ
 トトナルヤ、宅地建物ノ場合ニ付テハ幾何ノ猶豫期間ヲ認
 ムルヤ

一、返還セシムルコト、ナルヤ
 返還セシムルコト、ナル然レド然ルコト無キ場合亦尠カラス
 二、猶豫期間

普通

一ヶ年位

特例

半ヶ年位ノモノアリ

第十三、土地管理人(支配人世話人等)

一、如何ナル地主カ管理人ヲ置クヤ

普通

不在地主次ニ大地主

特例

商業其ノ他農業以外ノ業ヲ營ム地主及幼少又ハ低能ナル地主

二、管理人ノ地方的名稱其ノ仕事ノ種類、管理人ノ員數、管理

ノ總反別總小作人數、報酬ノ有無及其ノ多寡

一、管理人ノ地方的名稱

普通

世話人又ハ番代ト稱スルヲ普通トシ又支配人ト稱スル所尠カラス

特例

管理人、小作世話人、小作人總代、作付代理、農事代理、納稅代理、作配人或ハ外
戸番等謂フ所アリ

二、管理人ノ仕事ノ種類

普通

(一) 小作料ノ取立及檢査

(二) 小作人及其ノ保證人ノ選擇

(三) 小作地ノ見廻リ

(四) 小作料ノ減免ニ關スル調査

(五) 小作地ノ貸付又ハ引上ノ際ニ於ケル其ノ小作地ノ附隨物立毛等ノ

評價

(六) 小作料及小作期間並小作ノ契約解除又ハ小作料滯納ノ場合ニ於ケ
ル處分ニ關スル事項等ノ決定ニ參與スルコト

(七) 租稅公課ノ取換代納

(八)地主ノ負擔タル小作地ノ修繕改良ノ監督

特例

前記事項ノ中其ノ一部ヲ爲サ、ルモノ及以上ノ外尙左ノ仕事ヲ爲スモ
ノアリ

(一)小作證書ノ作製

(二)小作地ニ關スル事項ニ付地主ノ相談ニ應シ及地主ニ對スル小作人

ノ意見ノ取次ニ關スルコト

(三)地主ノ家事上財産上ニ關スル世話

三、管理人ノ員數

千六百八十六人

四、管理ノ總反別

三千九百四十八町九反六步

五、總小作人數

九千七百三十九人

六、報酬ノ有無及其ノ多寡

普通

管理反別ノ廣狹及仕事ノ分量ニヨリ其ノ報酬額ニ甚タシキ差等アルノ
ミナラス地主トノ親戚知己其ノ他ノ緣故ニ因リ管理人タルモノ、間ニ
ハ無報酬ノモノ尠カラスシテ普通ト認ムヘキモノ無シト雖報酬ハ其ノ
額ノ多少ニ拘ラス過半之ヲ受ク

特例

(一)小作料一石ニ付一升乃至五升ヲ受クル者アリ

(二)小作料一石ニ付一圓乃至二圓ヲ受クル者アリ

(三)小作料一石ニ付十錢位ヲ受クル者アリ

(四)盆暮等ニ三圓乃至五圓位ノ金錢物品ヲ受クル者アリ

(五)一ケ年ニ玄米一斗乃至一石八斗位ヲ受クル者アリ

(六)一ケ年ニ十圓乃至二百圓位ヲ受クル者アリ

(七)盆暮等ニ砂糖、反物等ノ物品ヲ受クル者アリ

(八)報酬ニ代フルニ不在地主ノ住宅ヲ無償ニテ借用スル者アリ

(九)極稀ニ年額千五百圓又ハ地主ノ收得ノ半額以上ヲ受クル者アリ

附 前ニモ一應記載セシ如ク本管内ニ於ケル管理者ノ仕事ノ種類及其ノ分量ハ各相違シ且管理反別ノ廣狹甚シク不同ナレトモ苟モ多少ナリトモ其ノ性質ヲ帶フル者ハ悉ク本調査中ニ包含セシメタリ

三、管理人ノ利弊

(一) 管理人ヲ置ク地主ノ小作料ハ之ヲ置カサルモノニ比シテ凡ソ何程高キヤ

普通

高下無シ

特例

極稀ニ五分乃至一割位高キモノアリ

(二) 管理人カ自己ノ地位ヲ利用シテ小作料ノ値上ケ又ハ小作地引上ケ等

ヲ小作人ニ迫リ又ハ之ニ因リテ利得スルコトアリヤ

普通

然ルコト無シ

特例

一、小作人ヲ年ニ數日間無賃ニテ使役スル者アリ

一、小作人ニ夫役ヲ迫リ應セサレハ小作地ヲ引上ケ或ハ勝手ニ小作料ヲ増スモノアリ

一、土地ノ不足ヲ感シタル場合或ハ小作人トノ間ニ感情ノ行違ヲ生シタルニ因リテ小作地ノ引上ケ又ハ小作料ノ値上ケヲ迫リ以テ利得スル者アリ

(三) 管理人カ役得トシテ益暮ニ小作人ヨリ贈與ヲ受クルコトノ利弊

普通

益暮等ニ小作人ヨリ輕少ノ贈與ヲ受クル者無キニ非サレトモ之カ爲弊ト認ムル所全ク無シ而シテ利ト認ムヘキモノ亦有ル無シ

特例

稀ニ贈與ノ有無及多寡ニ因リ其ノ小作料ヲ増減シ或ハ小作地ヲ變更スルカ如キコトアレトモ特例ニ屬ス

(四) 管理人カ地主ニ納ムル小作料ト小作人ヨリ取立ツル小作料トノ間ニ

差ヲ設ケ以テ利ヲ收ムルコトアリヤ其ノ差額及割合並ニ傾向

九三

普通

無シ

特例

地主トノ小作料百ニ對シ小作人トノ間ノ小作料ヲ百二乃至百十トシ其ノ差額二升乃至一斗位ヲ利スル者極稀ニアリ而シテ其ノ差額ヲ利スルコト漸次多クナルノ傾向アルカ如キモノアリ

(五) 管理人カ故意ニ小作人ノ要求ヲ地主ニ傳達セサルカ爲地主小作人間ノ意志ノ疎通ヲ妨クルコトナキヤ
斯ル事例殆ント無シ

(六) 其ノ他ノ利弊

普通

一、利

(一) 管理人ヲ置キタル地主ハ多クハ小作地ヨリ遠地ニアルモノニシテ此ノ場合一般ニ小作料ハ管理人其ノ地ニ出張シテ取立ツルカ成ハ管理人ノ宅ニ收ムレハ足り小作人ハ地主宅ニ納入スルヨリモ勞

費ヲ要スルコト少キ場合アリ

(二) 小作人ニ於テ小作料等直接地主ニ要求シ難キコトヲ管理人ニ依頼スルコトヲ得且管理人ヲ經テ要求スルトキハ一般ニ其ノ結果宜シキコト

二、弊

無シ

三、利弊ノ比較

利弊兩者ヲ比較スルニ小作人ニ取リテハ其ノ利大ナリ

特例

一、利

地主ハ小作地ノ事情ニ審ナル管理人ヲ置クコト總テニ利アリ

二、弊

(一) 小作地ノ貸付又ハ引上ノ際其ノ小作地ノ附隨物立毛等ノ評價ヲ爲スニ當リ差額ヲ設ケテ之ヲ利スルコト極メテ稀ニアリ
(二) 小作料ノ减免小作人ノ撰擇小作地ノ修繕改良等ニ付小作人ヨリ

收賄シ其レニ依リテ小作人ノ利害ヲ左右スルコト稀ニアリ

三、利弊ノ比較

利弊兩者ヲ比較スルニ小作人ニ取リテハ其弊大ナリ

第十四、以上ノ外小作ニ關スル重要事項

一、前各項ノ外契約又ハ慣習上定マレル特殊ノ事項ニシテ重要ト認メラルモノ

- 一、羽咋郡ノ一部ニハ從來小作權ノ賣買ヲ行フニ際リ其ノ都度土地管理
人ノ保管スル小作卸付帳ヲ加除シテ權利ノ異動ヲ證スル慣行アリ
- 二、又同郡ノ一部ニハ小作契約締結ノ際卸付株金ト稱シ若干金ヲ小作人
ヨリ徴シ置キ若シ期間中小作人ニ於テ不都合ノ廉無キニ拘ラス地主ヨ
リ契約ヲ解除シタル場合ハ右株金ヲ倍額トシテ返還シ又然ラスシテ期
間ヲ經過シタルニ於テハ地主其ノ儘之ヲ沒收スルノ慣行アル所アリ
- 三、江沼郡及鳳至郡等ノ一部ニハ小作覺帳トシテ恰モ通帳ノ如キモノニ
ヨリ小作ヲ繼續シツツアル所アリ

四、口約束ニテ小作契約ヲ爲スニ際リ地主若ハ管理人ハ單ニ年貢帳ナル
舊式ノ帳簿ニ小作地ノ通稱ト反別トノミヲ記入シ地番等ヲ記入セサル
所アリ

五、小作料ヲ金高ニテ定メ置キ現物ヲ以テ納入スルノ慣行アル所極稀ニ
アリ

六、畑ノ小作中別ニ小作料ヲ納入セス其ノ畑ノ生産物ノ幾分ヲ納ムルノ
ミニテ小作スルモノ稀ニアリ

七、小作人ハ其ノ小作反別ノ多少ニヨリ年一日乃至數日間無報酬ニテ地
主ノ仕事ニ従事シ此ノ場合地主ハ小作人ニ對シ相當酒食ヲ饗スルヲ普
通トス

八、小作料ノ受入レハ之ヲ年貢帳ニ記入スルノミニテ別ニ受取證等ヲ交
付セサルヲ以テ普通ナリトス

九、獎勵米及罰米ノ有無並其ノ額ハ各其ノ部落ニ於テ決定スルモノ、町村
ノ區域ニヨルモノ及地主會ニテ決定スルモノ等區々ニシテ一定セス

十、小作契約中口約束ニ依ルモノ大部ヲ占メ而シテ小作人ハ從來慣行上

恰モ永小作權ヲ有スルモノノ如クニ思惟シ居タルモ軌近地主ニ於テ其ノ意ノ儘ニ隨時契約ヲ解除セントスルモノアルニ至レリ

二、不在地主ノ利弊

(一)不在地主ノ小作料ハ(减免ノ程度ヲ參酌シテ)他ニ比シテ概シテ高キ傾向アリヤ又ハ低キ傾向アリヤ及其ノ理由

一、傾向

著シカラサレトモ稍低キ傾向アリ

二、理由

不在地主ノ土地ハ他ニ比シ概シテ廉價ニ購入セラレタルノ事情アリ又不在地主ノ多クハ一般ニ其ノ地方ノ事情ニ精通セサルノミナラス種々ノ弱点アル有リテ小作人ノ要求ヲ容ルルニ比較的吝ナラサルニ由ル

(二)右ノ傾向カ都會居住ノ不在地主ニ於テ特ニ著シキモノアリヤアリトセハ其ノ理由

一、傾向

極稀ニ著シキモノ無キニ非サレトモ一般ニハ別段ノ事無シ

二、理由

特記スヘキモノ無シ

(三)不在地主ノ存在ハ一般地主社會ノ共同上差支アリヤアリトセハ其ノ理由

一、差支アリヤ

低キ程度ニ於テ差支有リ

二、理由

(一)地主間ノ共同ノ利益ヲ目的トスル事業等ヲ爲スニ際リ其ノ承諾ヲ求ムルニ困難ナリ或ハ勸誘スルモ容易ニ加入セサルモノアリ

(二)不在地主ハ地方ノ事情ヲ知ルコト淺キ等ニ依リ小作人或ハ管理人ノ要求スルカ儘ニ小作料ヲ低クスルノ嫌アリテ其ノ他ノ地主モ勢ヒ之ニ準シテ小作料ヲ引下ケサルヘカラサルニ至ル

(三)不在地主ハ戸數割ノ負擔ナク又葬祭救濟其ノ他社會事業等ニ對スル寄付ヲ爲サス

三、小作地經營ニ關スル特例

(一)地主カ單獨又ハ共同ニテ小作ニ代ヘテ大規模ノ農業自營ヲ始ムルニ至レル事例アリヤ、アリトセハ會社及組合ニ付テハ其ノ名稱及所在地

一、事例ノ有無

無シ

二、名稱及所在地

無シ

(二)地主カ會社又ハ組合ヲ組織シテ小作地ノ貸付、小作料ノ取立等ヲ爲スニ至レル事例アリヤ、アリトセハ其ノ會社又ハ組合ノ名稱及所在地

一、事例ノ有無

無シ

二、名稱及所在地

無シ

(三)小作地ヲ共同ニテ借入レ之ヲ共同又ハ個別ニ耕作スル小作人團體アリヤ、アリトセハ其ノ團體ノ名稱及借入反別

一、小作人團體ノ有無

小作地ヲ共同ニテ借入レ之ヲ共同又ハ個別ニ耕作スル小作人ノ團體アリ

二、團體ノ名稱及借入反別

(一)共同ニテ耕作スルモノ寄合田(鹿島郡瀧尾村ニ在リ單ニ寄合田ト稱シ他ニ名稱無シ)其ノ反別三町步

註、寄合田ハ主トシテ糯種ヲ栽培シ秋收後團體員打集ヒテ餅ヲ搗キ殘餘ハ夫々分配ス

(二)個別ニテ耕作スルモノ

別段名稱無シ其ノ反別十一町一反九畝二十一步
備考、純然タル團體ニ非サルモ團體ト認メ得ヘシ但シ名稱無キナリ

(四)地主カ農具、家畜、住家ノ貸與其ノ他ノ保護ヲ以テ他地方ヨリ「作リ子」入り百姓)又ハ之ニ類スルモノヲ移住セシムルニ至レル事例アリヤ、アリトセハ其ノ移住戸數

一、事例アリヤ

稀ニアリ

二、移住戸數

二十戸

(五) 小作地ニ關スル公租其ノ他ノ諸掛リニシテ地主ノ負擔ニ屬スヘキモノヲ小作人カ負擔スルモノアリヤ、アリトセハ

(イ) 其所在地、起原及理由、負擔ノ種類及額

江沼郡及能美郡内ニ屢々此ノ事例アリ

起原及理由(一) 明治十年乃至十六七年ノ頃盛ニ土地賣買ノ行ハレタル時買受地主ハ納税ノ煩ヲ免レンカ爲小作人ト小作料ヲ契約スルニ際シ公租公課等土地ニ對スル負擔ヲ小作人ニ負ハシメ其レニ相當スル額ヲ從來ノ小作料ヨリ差引キテ納入セシムルコトトナシタルヲ以テ嚙矢トセルモノト(二) 又現今ノ小作地ハ元現小作人ノ所有シタリシ處明治十年頃ヨリ同二十年頃迄ノ間ニ現今ノ地主ニ賣却シタリ而シテ其ノ當時賣價ノ年五分ニ相當スル金額ヲ當時ノ米價ヲ標準トシテ米ニ換算シ以テ小

作料ト定メ一面諸税諸掛ハ從前ノ通ト約定セリ從テ公租其ノ他ノ諸掛リハ今尙小作人ニ於テ負擔スルモノトノ二様アリ

江沼郡庄村

地租	一、七四	水利費	
縣稅及		協議費	二、〇〇
村稅	三、二九	農會費	
計	七、〇三		

能美郡牧村

地租	二、〇三	水利費	
縣稅及		協議費	二、五五
村稅	三、一九		
計	七、七七		

(ロ) 契約ハ地主小作人何レノ希望ニ依ルヤ又負擔ノ種類及額ハ契約ノ際定メラルルヤ又ハ地主ヨリ年々通知スルモノナリヤ
地主ノ希望ニ依ルモノト小作人ノ希望ニ依ルモノト相半ス而シテ負

担ノ種類ハ契約ノ際定ムルモ其ノ額ハ年々實額ヲ地主ヨリ通知スルモノト又契約ノ際種類ト共ニ定ムルモノトノ二様アリ

(ハ)此ノ場合ニ於ケル小作料ト小作人カ負担セサル場合ノ小作料額トノ比較

普通

小作人カ負担スル場合

地主カ負担スル場合

小作料

一、五三四

一、七〇〇

特例

小作人カ負担スル場合

地主カ負担スル場合

小作料

三三〇

八一〇

備考、小作人ノ負担スル場合ノ小作料ハ負擔額ヲ控除セルモノナリ

(六)其ノ他ノ事例

各種議員ノ選舉等ニ際シ動モスレハ小作人ハ地主ノ要請拒ミ難クシテ自己ノ意志ヲ抑壓セラレ爲ニ何時シカ兩者相反目ノ素因ヲ作ル場合無キ能ハサルノミナラス軌近社會思潮ノ變遷ニヨリ冷靜ニ兩者ノ

地位ヲ稽ヘ地主ノ横暴ヲ痛憤スルノ傾向無キ能ハス

四、小作地ノ貸借及耕地ノ賣買ノ仲介周旋ヲ爲スチ常トスル者アリヤアリトセハ如何ナル者カ之ヲ爲スヤ其ノ利得及利弊

一、爲ス者アリヤ

稀ニアリ

二、之ヲ爲ス者

仲介營業者

備考、俗ニ所謂三百代言或ハ半世話好キヨリシテ之ヲ爲ス者極稀ニアリト雖是等モ亦尙且縣ノ取締規則ニ依リ仲介營業者タラサルヘカラ

三、利得

普通

一、小作地貸借ノ仲介周旋ノ場合

一定率ノ手数料等ヲ申受クルコトナシ

二、耕地賣買ノ仲介周旋ノ場合

賣方買方ノ内之ヲ欲シタル方ヨリ左ノ手数料ヲ受ク

買買價額

手数料額

五百圓以下	千分ノ四十以內
千圓以下	千分ノ三十五以內
五千圓以下	千分ノ三十以內
壹萬圓以下	千分ノ二十五以內
五萬圓以下	千分ノ二十以內
拾萬圓以下	千分ノ十五以內
拾萬圓以上	千分ノ十以內

特例

耕地賣買ノ仲介周旋ノ場合普通ニ記載セル額以上ニ不當ノ手数料ヲ受クルモノ無キニシモアラス

四、利弊

(一) 利

(イ) 貸借ノ場合ノ利

新ニ小作スル者又ハ小作地少ナキ者ニ於テ容易ニ彼等ニ依頼シテ小作地ヲ借受クルコトヲ得ルコト

(ロ) 賣買ノ場合ノ利

彼等ニ依頼スルトキハ比較的容易ニ相手方ヲ見出シ得ヘク且比較的有利ニ賣買ン得ラルルヲ以テ獨リ賣方ノミナラス買方ニ取リテモ利トナルコトアリ

(二) 弊

(イ) 貸借ノ場合ノ弊

報酬ノ多寡ニ因リテ小作人ヲ定ムルカ如キコト無キヲ保シ難シ

(ロ) 賣買ノ場合ノ弊

彼等ノ手ヲ經ルトキハ多クノ場合比較的高價ニ賣買セラルルヲ以テ勢ヒ其ノ小作料ヲ高ムルニ至ラシメ惹テハ他ノ小作料ニモ之カ影響ヲ與フルカ如キコトアリ

(三) 利弊ノ比較

容易ニ決定シ難シト雖弊大ナルカ如シ

五、其ノ他

一、本縣ニハ農事ノ改良發達ヲ企圖シ併セテ地主小作人相互ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トスル地主會ノ設立アリ、又縣下數ヶ所ニ概ネ部落ヲ單位トシ農業上ノ利便ヲ圖ルト共ニ地主對小作人ノ關係ヲ圓滑ニシ且地主ニ對シ信用ヲ篤クスルノ目的ヲ以テ小作組合ノ設立セラレタルモノアリ

二、小作人カ任意ニ或ハ地主ノ承諾ヲ經テ山林原野等ヲ田畑ニ開墾セル場合三ヶ年乃至五ヶ年間(稀ニ十ヶ年間位ノモノアリ)地主ニ於テ小作料ヲ徴セサルモノアリ

三、管内ノ一部ニハ地主對小作人關係ヲ政争ニ利用シ小作人ニシテ自派ニ加入セサルトキハ其ノ小作地ヲ返還セシムル地主アリ

第十五、永小作

一、永小作ノ地方的名稱、永小作ノ行ハルル郡村大字名及原因沿革、並永小作權者及地主ノ概數、其ノ面積

一、地方的名稱

普通

永小作又ハ永代小作ト稱ス

特例

管内一部ニハ石高卸、株高、粕高、徳米高或ハ受作ト稱スル所アリ

二、永小作ノ行ハルル場所

(一) 江沼郡

三谷村各字、山代町字山代、大聖寺町、庄村字七日市、字西島、西谷村字菅谷

(二) 能美郡

白江村各字、寺井野村各字、根上村字五間堂、福岡、西二口、野、福島、吉田村字赤井、吉原、西任田、三道山、粟津村各字、苗代村字吉竹、

(三) 石川郡

押野村字矢木

(四) 羽咋郡

若部村字本江、尾長志々見、堀替新、中邑知村字圓井、上江、四町、千田、千代町、垣内田

(五) 鹿島郡

鳥屋村字黒氏、羽坂、一青、能登部村ノ内字西馬場ヲ除ク各字、越路村字二宮、金丸村

(六) 鳳至郡

櫛比村字廣岡、中居村

三、原因

普通

土地賣却ノ際其ノ地ヲ永年小作スルヲ條件トシ當時ノ時價ヨリモ幾分安價ニ賣渡セシニ基因ス

特例

開墾又ハ土地買受ニ際シ盡力シタルニ基因スルモノ及往古ヨリノ主從關係ニ基クモノ等アリ

四、沿革

本縣ニ於ケル永小作契約ノ中其ノ創始時代ノ詳ナラサルモノ尠カサレトモ明治十六七年ノ頃當時ノ自作農ニシテ家計困難ヲ加ヘテ負債ヲ作シ且土地ニ對スル諸掛リ等ノ負擔ニ耐ヘ兼ネ其ノ土地ヲ賣却スルノ止ム無キ状態ニ陥レルモ斯クテハ其ノ生業ヲ失フノ虞アルヲ以テ事情ヲ訴ヘ永年小作ヲ條件トシ代フルニ幾分安價ニ賣却シタルニ始マルモノ多ク而シテ爾來之ニ倣フモノ愈々多キヲ加ヘタリ、然ルニ其ノ後地主ニ於テハ勝手ニ小作地ヲ左右シ難キノミナラス其ノ他不利ノ点少カラサリシ爲右小作地ヲ其ノ小作人ニ賣却スルモノアリ又小作人中轉業者ヲ生シ爲ニ小作人ヲ變更スルニ際リ普通ノ小作ト爲シタリ而シテ近年ニ至リテモ諸種ノ原因ニ因リ永小作契約ヲ締結シタルモノアリト雖到底昔日ノ其レニハ比較スヘクモ非スシテ永小作ハ漸次其ノ數ヲ減シツツアリ

五、永小作權者ノ數

四千五百七十八

六、地主ノ數

六百九人

七、永小作地面積

(一) 田、二千四十七町六反二畝二十步

(二) 畑、七百七十八町二反四畝二十步

合計 二千八百二十五町八反七畝十步

二、其ノ實例ノ概要、登記ノ有無及一般ニ普通ノ小作ト異ル
点

一、實例ノ概要

(一) 永小作ノ所在地

石川縣江沼郡山代町字山代

(二) 起因及沿革

明治二十五年小作人横江源藏カ地主前田子爵ノ雜種地四町九反九畝二十六步ヲ借受ケ之ヲ開墾シタルニ始マリ後大正五年ニ至リ之カ登記ヲナシ以テ今日ニ及ヘリ

(三) 地主及小作人ノ意向

當初ヨリ兩者共ニ永小作ナリト確信シ居レリ

(四) 永小作契約證書ノ寫

永小作權設定契約書

石川縣江沼郡山代町字山代十七ノ二百十三番地

永小作人 横江源藏

東京市本郷區弓丁二丁目一番地

地主 前田利鸞

右當事者間ニ於テ永小作權設定ノ爲左ノ契約ヲ締結ス

第一條 地主前田利鸞ハ其ノ所有ニ係ル左ニ掲タル土地ヲ永小作人

横江源藏ニ對シ永小作權ヲ設定ス

江沼郡山代町字山代

一、田反別 二町一反九畝二十三步

一、畑反別 二町五反六畝一步

一、宅地坪數 五百十四坪

但シ右土地ニ對スル國縣稅及町村稅其ノ他區費用水費等總テ氷
小作人ニ於テ之ヲ支拂フモノトス

第二條 永小作人横江源藏ハ小作料トシテ一箇年金壹百圓ヲ地主前

田利鬻ニ支拂フヘシ 田 一歩 參壹圓
宅地 壹圓 貳錢壹厘四

前項小作料支拂時期ハ毎年十二月一日トス

第三條 契約締結ノ年ノ小作料ハ前條ノ第一項ニ定メタル一ケ年ノ
小作料額ヲ月割トシテ契約ノ月ヨリ全年十二月迄ノ額ヲ計算シ全
年十二月一日ニ於テ支拂フヘシ

第四條 永小作人横江源藏不可抗力ニ依リ收益ヲ損失受ケタル時ト
雖モ小作料ノ免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ス但シ地主ハ小作
人ト協議ノ上米價ノ高下其ノ他地目變換ノ爲メ小作料ヲ増減スル
コトヲ得

第五條 永小作人横江源藏ハ不可抗力ニ依リ引續キ三年以上全ク收
益ヲ得ス又ハ五ヶ年以上小作料ヨリ少キ收益ヲ得タル時ハ其ノ權
利ヲ拋棄スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ小作料ハ拋棄ノ月迄トシ第三條ノ規定ヲ準用ス
第六條 永小作人横江源藏カ引續キ二ヶ年以上小作料ノ支拂ヲ怠リ
又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル時ハ地主ハ永小作權ノ消滅ヲ請求スル
コトヲ得

第七條 永小作權者横江源藏ハ土地ニ永久ノ損害ノ生スヘキ變更ヲ
加フルコトヲ得ス

第八條 第一條ニ掲クル土地ニ危險ヲ生シ又ハ土地ニ對シ權利ヲ主
張スルモノアル時ハ永小作人横江源藏ハ遲滞ナク之ヲ地主前田利
鬻ニ通知スヘシ但シ地主カ既ニ之ヲ知ル時ハ此限リニアラス

第九條 永小作人横江源藏ハ此契約ニ因リ取得シタル永小作權ヲ他
人ニ讓渡シ又ハ其ノ權利ノ存續期間内ニ於テ耕作若クハ收畜ノ爲
メ他人ニ土地ヲ貸貸スルコトヲ得但シ其讓渡又ハ貸貸前之ヲ地主
前田利鬻ニ通知シ其承諾ヲ受グヘシ

第十條 此小作權ノ存續期間ハ此ノ契約ノ日ヨリ滿二十箇年トス但
シ永小作權ノ設定ハ更新スルコトヲ得

第十一條 永小作人横江源藏ハ總テ此永小作權消滅ノ時ニ土地ヲ此契約締結ノ時ノ原狀ニ復シ耕作物及牧畜ニ關スルモノヲ除去スヘシ、但シ地主前田利豊カ時價ヲ以テ之ヲ買收スヘキ旨ヲ通知シタル時ハ永小作人横江源藏ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 地主ニ於テ契約期間内ト雖モ地所ヲ賣却スルコトヲ得此契約締結ノ時ニ於テノ土地ノ現狀ハ此ノ契約書ニ添付セル土地明細書及圖面ノ如シ

右契約ヲ證スル爲メ此證書二通ヲ作り各署名捺印シ各一通ヲ保存ス

大正五年七月二十九日

右 前 田 利 豊
右 横 江 源 藏

(添付土地明細書及圖面省畧)

二、登記ノ有無

普通

登記セス

特例

稀ニ登記セルモノアリ

三、一般ニ普通ノ小作ト異ル点

- (一) 小作ノ期間ノ永キコト
- (二) 地主ノ變更アルモ小作權ヲ解除セラレサルコト
- (三) 小作人カ小作地ノ一切ノ修繕改良ヲ負擔スルコト
- (四) 小作料ノ低キコト
- (五) 小作權ノ賣買比較的頻繁ニ行ハレ且小作權ノ高價ナルコト
- (六) 小作權ヲ物上擔保ニ供スルコト

第十六、刈分小作其ノ他特殊ノ小作

一、地方的名稱其ノ行ハルル郡村大字名及原因沿革並面積ノ概數

一、刈分小作

(一) 名稱

作リ分小作又ハ特殊小作

(二) 刈分小作ノ行ハル、場所

(一) 鳳至郡

河原田村字北谷、平尾、大屋村字繩又

(二) 河北郡

英田村字興津、内灘村字大根布

(三) 原因並沿革

年ニ依リ著シク出來過又ハ出來不足ヲ爲シ爲ニ地主小作人兩者ノ
收得歩合甚シク不公平トナリ又ハ水害多キ地ニ於テ殆ト年々減免
セサルヘカラサルノ煩アリシヲ以テ十數年前地主小作人協議ノ上

刈分小作トナシ今日ニ及ヘリ

(四) 刈分小作地ノ反別

四町三反歩

二、作リ子

(一) 名稱

沖名子

(二) 作リ子ノ行ハル、場所

鳳至郡中居村字中居

(三) 原因及沿革

中居村字中居ノ一部山間ニ沖名子ナル小部落アリ小作人無ク依テ作
リ子ヲ設ケテ昨大正十年ヨリ初メタリ

(四) 作リ子小作地ノ反別

一町三反五畝歩

二、其ノ實例ノ概要及一般ニ普通ノ小作ト異ル点

一、刈分小作

(一) 實例ノ概要

(イ) 地主ノ數 九人

(ロ) 小作人ノ數 十六人

(ハ) 小作證書ノ寫 無シ

(ニ) 狀況

圓滿ニ小作シツ、アリ

(二) 一般ニ普通ノ小作ト異ル点

(イ) 小作料ノ額ヲ豫メ定メ置カスシテ分配ノ割合ヲ定メ置クコト

(ロ) 小作料ヲ减免セサルコト

(ハ) 小作料ヲ滞納セサルコト

二、作リ子

(一) 實例ノ概要

(イ) 地主ノ數 一人

(ロ) 小作人ノ數 一人

(ハ) 小作證書ノ寫 無シ

(ニ) 狀 況

年尙淺ク特記スヘキモノナシ

(三) 一般ニ普通ノ小作ト異ル点

特記スヘキモノ無シ

備考 作リ手恩田、駄賃作等何レモ該當事實無キヲ以テ之カ記載ヲ省略セリ

第十七、小作ニ關スル慣行ノ改善ヲ要スル点理由及其ノ方策

輒近本邦小作制度ノ改革ニ關シ論議スルモノ漸ク多キヲ加ヘ其ノ聲愈々高カラントス殊ニ小作料代金納問題ニ付論議スルコト寔ニ多シ而シテ代金納問題ハ嘗ニ小作料納付方法ノ變更ニ止マラス小作制度ノ本體ニ接觸シ其ノ根底ニ大改革ヲ施スモノニシテ且現行制度ヲ以テ必スシモ完全ナリト認メサルニ於テハ之カ改革ニ關シ慎重講究論議スヘキハ蓋シ喫緊ノ事ニ屬スヘキヤ言フ俟タス

今小作料代金納ニ付仔細ニ其ノ是非ヲ考察スルニ固ヨリ小作料納入ノ合理的方法ニシテ且現行米納制度ニ比シ幾多有利ノ点アルヲ認ムルニ吝ナラサルモ爲ニ弊ノ伴フコト亦免ルヘカラス而シテ利ノ前ニハ多少ノ弊ハ忍ハサルヘカラストセンモ之カ改革ニ當リテハ其ノ實行決シテ容易ノ業ニ非ス而シテ一旦其ノ方法ヲ誤ランカ或ハ爲ニ收拾スヘカラサル紛擾ヲ惹起シ小作制度ノ根本ヲ破壊シ去ルノ虞アルヲ覺悟セサルヘカラス尙小作料ノ减免ニ

付或ハ契約ノ解除等ニ關シ之カ改革ヲ論スルモノ甚タ多シト雖一トシテ首肯シ得ルモノアルヲ聞カサルナリ

惟フニ世上説ヲ爲ス者往々小作人愛護ノ爲ニ出テ或ハ地主ノ保護ヲ目的トスルカ如ク動モスレハ一方ニ偏シ易キヲ免レス而シテ論者ハ單ニ制度ノ改革ノミニ止メテ之ニ伴ヒ農業ノ進歩改良ニ關シ一考タモ費サ、ルモノノ如キヲ遺憾トセスンハアラス、由來一制度ノ改革ハ其ノ影響スル所寔ニ大ナルモノアルヲ豫期セサルヘカラス

以上觀シ來レハ從來ノ小作慣行中大小幾多ノ点ニ於テ夫々改善ヲ望ム所アリト雖今俄ニ之ヲ廢シ採ツテ以テ變フルノ良策ヲ發見シ得サルニ於テハ暫ク從來ノ慣行ニ從フヘキナリ

大正十一年八月二十五日印刷
大正十一年九月十日發行

(非賣品)

發行兼編輯者 石川縣內務部

石川縣金澤市下鶴間町二〇番地合併

印刷者 田上 市二郎

石川縣金澤市白銀町四十三番地

印刷所 金澤印刷株式會社

電話 一六七七番

無寄口座金澤 四二二四番

4.2
1

大正十一年正月十七日
大正十一年正月二十五日

(一)

田土市
内務省
田土市

大正十一年

14.2
1

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm. x	22.5cm. x	1cm.
852(四六倍)	26. " x	18.5 " x	1 "
853(菊)	22.5 " x	15. " x	1 "
854(四六)	18.5 " x	12.5 " x	1 "
855(特)	24. " x	15. " x	1 "

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

終